

カンボジアの消防事情



カンボジアの消防事情

海外消防情報センター

IFSIC (International Fire Service Information Center)

はじめに

この度、カンボジア王国（Kingdom of Cambodia）を新たに海外消防情報シリーズに加え、「カンボジアの消防事情」を刊行しました。

本報告書は、2024年2月末から3月初めにかけて、本センターによる同国で消防を所管する内務省及び首都プノンペン消防本部への訪問及びヒアリング等現地調査とその後の情報収集・資料整理等により取りまとめたものです。

カンボジア王国（以下「カンボジア」という。）の今日の社会経済状況をみると、カンボジア経済は着実に発展を遂げてきており、外国からの投資を呼び込む積極的な政策もとられるなど、ASEAN 諸国の中にあって、今後も産業経済活動や国民生活が大きく変貌し発展していくことが見込まれています。これを支える交通や電力などのインフラ機能も年々も整備され、活発な都市開発と都市機能の整備充実、産業構造の転換・変革と地方への波及、農村社会の変容等、国土や地域社会を取り巻く環境は大きく変化してきており、消防分野に関わりの深い安全安心で災害に強い国づくりへの社会的要請も高まってきています。

一方で、本書第1章の国の歩みで歴史のあらましを記したように、1991年のパリ和平協定まで長年続いた内戦・動乱の時代を乗り越え、先人たちの弛みない努力と懸命の取組のうえに今日の平和と繁栄があることに私たちは思いを致します。もちろん、カンボジアの消防事情もこのような歴史的背景のうえにあります。この度の本書取りまとめの試みは、巻末の「おわりに」に記したように、日頃はほとんど振り返ることのない、足りないこと、不足していることから思いを巡らす、大変意義深いものとなりました。

本センターの限られた人的予算的な制約や、相手国の事情からの公表資料・情報提供の制約のため、もちろん十分な内容とはなっていない部分が多々あることをお断りしつつ、本書が少しでも皆様のお役に立ち、ご参考にしていただけることがあれば幸いです。

～感謝のことば～

本書の取りまとめにあたり、ご支援ご協力を賜りましたすべての関係の皆様に、心より厚く感謝申し上げます。

まずはじめに、カンボジア内務省の Neth Vantha 警察消防救助局長をはじめ内務省消防部門の職員の皆様、プノンペン都消防本部の関係の皆様に、心からの感謝を申し上げます。現地調査・ヒアリングを通じて、消防関係の皆様の強い使命感とともに、現場でのご苦勞も含め多くのことを学ばせていただきました。また、内務省警察消防救助局の Tong Chanty 総務課副課長には、その後も窓口になっていただき、日々の業務を抱える中、メールでのたびたびの照会・確認等で大変お世話になりました。ご対応をいただきました皆様お一人おひとりに、この紙面をお借りし厚くお礼を申し上げます。

今回のカンボジアの消防事情の現地調査は、本センター委嘱特別調査員の打明茂樹氏（元大阪

市消防局長）及び本センター併任の（一財）日本消防設備安全センター企画研究部審議役の今野雅裕氏に行っていただくとともに、カンボジア内務省への調査協力依頼にあたっては、消防庁の遠藤崇国際協力官（当時）に大変お世話になり、所期の目的を達成することができました。心からお礼を申し上げます。

消防を取り巻く環境が人的にも物的にも恵まれないカンボジアの国情の中にあっても、更なる安全安心な国づくりに向けて日々ご奮闘されているカンボジアの消防関係者の皆様に深く敬意を表しますとともに、カンボジア消防の今後益々のご発展を心よりお祈り申し上げ、本書刊行のご挨拶とさせていただきます。

2025 年 7 月

海外消防情報センター長
武 居 丈 二

目 次

第1章 カンボジアの概要

1 一般的情報（位置、人口、産業経済など）	1
2 カンボジアのこれまでの歩み	7

第2章 カンボジアの政府組織と内務省、地方行政

1 カンボジアの国家機構の概要	11
2 内務省の組織と役割	12
3 カンボジアの国・地方を通じる行政の構成	15
4 カンボジアの地方行政のあらまし	16

第3章 カンボジアの消防組織・体制とその活動

1 カンボジアの消防組織と消防体制充実強化への歩み	19
2 2015 年以降のカンボジア消防体制の充実強化について	20
3 カンボジアの消防関係法体系と今後の方向性・課題	22
4 プノンペン都・州の消防体制	23
5 カンボジア消防における消防隊員の身分等	25
6 消防対応における内務省の役割と都・州消防との連携	25
7 プノンペン都消防の状況	26
8 緊急通報の仕組み	28
9 消防予算について	29
10 予防行政について	30
11 救急業務について	32
12 他の重要な消防組織とその活動（軍消防について）	33
13 ボランティア消防組織について	34
14 カンボジアへの消防支援事例のご紹介	37

第4章 カンボジアの災害概況

1 カンボジア国内の火災状況	40
2 大規模火災の事例	40
3 カンボジアの自然災害について	42

おわりに～「カンボジア消防のいま」をあすにつなぐ～	44
---------------------------------	----

《参考法令》

・ 消防法（Law on Fire Prevention and Firefighting）	46
--	----

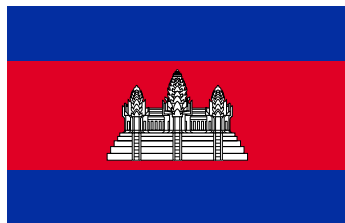
《「カンボジアの消防事情」関係参考文献》	52
----------------------------	----

第1章 カンボジアの概要

1 一般的情報（位置、人口、産業経済など）

カンボジア王国（Kingdom of Cambodia）※は、東南アジアのインドシナ半島南部に位置する立憲君主制国家で、人口は約 1,700 万人、首都はプノンペンである。東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟国として着実な経済発展を遂げている。通貨はリエル¹である（※以下、文意による一部を除き、通称の国名「カンボジア」を使用する。）。

カンボジアの国旗は、全体を囲む青は王権を、赤は国家を、白は仏教徒を表し、中央には、国の象徴的遺跡（世界文化遺産）であるアンコールワットを配置している。また、国章は、カンボジア王室の紋章を使用しておりカンボジアの王権を象徴している。



国旗



国章

（1）位置、面積、気候等

カンボジアは、インドシナ半島の北緯 8 度 30 分～14 度 40 分、東経 102 度 40 分～107 度 37 分に位置し、国土面積は 18 万 1,035 km²で日本の約半分、東西約 58km、南北約 450km のやや逆台形に近い国土を形成しており、国境は東をベトナム、北をラオス、西をタイに接し、南はタイ湾の海岸線となっている。

この国土をチベット高原に源流を発するメコン川とインドシナ半島最大の淡水湖（乾季は約 2,600 km²（琵琶湖の 4 倍）、雨季はその 5 倍の約 13,000 km²）であるトンレサップ湖を源流とするトンレサップ川が流れ、肥沃な平野部をつくりだしている。タイ湾周辺部やタイ国境周辺、北東部のベトナム国境周辺部に低い丘陵地帯が広がっている。国土のうち、4 分の 1 を耕地面積が占めている。森林面積の状況については、カンボジアの内戦が終結した 1990 年代初頭の森林率は 62%であり、2009 年まで 60%台を維持していたが、その後は急速な経済発展と産業構造の転換、活発な都市開発と郊外への市街地拡大、農村社会の変貌等により、年々縮小し国土の約 4 割となっている²。

¹ 2025 年 5 月 1 日現在、100 リエル（KHR）＝3.5 円

² 国連食糧農業機関によるデータ（推計値）で 2022 年の耕地面積率 26.1%、森林率 43.9%
因みに同データで、日本の 2022 年の耕地面積率 11.9%、森林率 68.4%



図－１ カンボジアの位置と全図

資料：カンボジア関係ウェブサイトを基に本センター作成。
 なお、右上図出典は日本国外務省HP³

気候は熱帯モンスーン気候帯に属しており、季節は大きく 5 月～10 月頃の雨季と、11 月～4 月頃の乾季に分かれる。降水量は、国土の地域によって大きく異なり、全体としては年間平均降雨量は 1,000～2,500mm、沿岸低地では年間 3,000mm を超える降水量となる地域もあれば、南西部・西部山脈の雨陰地域では降水量が少ない。トンレサープ湖周辺を含む中央低地では、通常、年間降水量 1,200～1,900 mm 程度となっている。

(2) 民族、言語、宗教

カンボジアは多民族国家で、国民の約 90%はクメール人であるが、その他ベトナム系、中国系、チャム族の住民などが占めている。国語及び公用語はクメール語である。カンボジア

³ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/cambodia/index.html>

の国教は上座部仏教（旧名では小乗仏教）と憲法で定められており、宗教全体の管理は宗教省が行っている。国民の 90%以上（主にクメール人）は上座部仏教徒であるが、宗教の自由が認められている。

（3）国の総人口及び都市化の状況

2024 年現在（年央推計）の総人口は 1,763.9 万人で、その内訳は、15 歳未満人口 525.5 万人（29.8%）、15 歳から 65 歳未満人口 1,129.6 万人（64.0%）、65 歳以上人口 108.7 万人（6.2%）となっており、若者世代人口が多く労働力に恵まれた国である。

総人口の推移は、直近でも 2022 年 1,720.2 万人（対前年 1.2%増）、2023 年 1,742.4 万人（対前年 1.3%増）と依然として年々増加しており、2000 年から 2024 年までの人口増加数は 500 万人（4 割増）を超えている。また、合計特殊出生率をみると、低下傾向にはあるものの依然として将来的に現在の人口を維持するのに必要な水準（約 2.1）を上回っている。

表－1 総人口及び年齢階層別割合の推移、合計特殊出生率の推移（単位：万人、%）

		2000 年	2005 年	2010 年	2015 年	2020 年	2024 年
《総人口》		1,246.2	1,343.9	1,450.1	1,562.3	1,672.5	1,763.9
割合	15 歳未満 %	42.6	37.6	33.3	31.9	31.1	29.8
	15～64 歳 %	54.6	59.1	62.8	63.5	63.5	64.0
	65 歳以上 %	2.8	3.3	3.9	4.6	5.4	6.2
合計特殊出生率		3.79	3.24	2.86	2.73	2.70	※2.58

（注）人口は法的地位や国籍に関わらず居住している人口で各年の年央時点の人口推計値。※は 2023 年値

資料：GLOBAL NOTE 出典：世界銀行統計

カンボジアの都市化の状況（都市化率）⁴について、2000 年以降の推移をみると、2000 年の 18.6%から 2010 年の 20.3%、2020 年の 24.2%、2023 年の 25.6%へと着実に都市化の流れが進みつつある。中でも首都プノンペン（プノンペン都）は、別格の都市開発と人口集中が続いており、人口は 200 万人を超え、政治経済の中心地としてその発展は著しいものがある⁵。一方、地方部では、依然として農村社会の様相も広くみられるところである。

⁴ 資料：GLOBAL NOTE、出典：世銀によるデータ。日本の同データでの 2024 年の都市化率は 92.1%。なお、都市化率は各国の総人口に対する都市部エリア人口の比率であり、都市部エリアの人口は各国当局が定義している都市部エリアの居住人口であるが、各国で都市部エリアの定義が異なるため比較には注意が必要。

⁵ 人口センサス（国勢調査）実施年データでは、プノンペンの人口は 1998 年 100.0 万人、2008 年 132.8 万人、2013 年 168.8 万人、2019 年 228.2 万人と大きく増加してきている。



発展を続けるプノンペン市街の風景



建設中の高層マンション群



市街の交通混雑



昔ながらの街並み

人口規模が大きい主要都市⁶としては、首都プノンペン（プノンペン都）（228.2 万人）、シェムリアップ（24.5 万人）のほか、バタンバン（11.9 万人）、シソフォン（9.9 万人）、ポイペト（9.9 万人）、タクマウ（7.6 万人）、シアヌークビル（7.3 万人）などとなっており、首都プノンペンが圧倒的な大都市といえる。

（４）都及び各州の人口・面積等

カンボジアは、首都であるプノンペン都と 24 の各州、あわせて 25 の都・州で構成される。

都・州毎の人口、面積、人口密度をみると、表－２のとおりである。人口では、プノンペン都が 228 万人で、他の州よりも相当に大きな規模で、それに続くカンダール州（120 万人）、プレイバーン州（106 万人）、シェムリアップ州（101 万人）の 2 倍の人口規模となっている。一方で人口 10 万人を下回る小規模州がケップ、パイリン、モンドルキリの 3 州ある。

また、面積については、最も大きなモンドルキリ州（14,288 km²）はじめ 10 州が 1 万 km²を超える一方、ケップ州（336 km²）、プノンペン都（679 km²）、プレアシアヌーク州（1,938 km²）のような小さな都・州もみられる。人口密度でみると、プノンペン都が一桁大きい圧倒的な人口集積が進んでいることがうかがえる。

⁶ いくつかの人口データがあるが、ここでは“General Population Census of the Kingdom of Cambodia 2019 – Final Results”「National Institute of Statistics. Ministry of Planning」による。

表－２ 都・州の人口・面積・人口密度

	都・州	人口（人） （2019年）	面積 （km ² ）	人口密度 （人/km ² ）
1	プノンペン（Phnom Penh）都	2,281,951	679	3,361
2	カンダール（Kandal）州	1,201,581	3,179	378
3	コンポンスプー（Kampong Speu）州	877,523	7,017	125
4	コンポンチュナン（Kampong Chhnang）州	527,027	5,521	95
5	プレイベーン（Prey Veng）州	1,057,720	4,883	217
6	コンポンチャム（Kampong Cham）州	899,791	4,549	198
7	クロチエ（Kratie）州	374,755	11,094	34
8	ストウントラエン（Stung Treng）州	165,713	11,092	15
9	スバイリエン（Svay Rieng）州	525,497	2,966	177
10	タケオ（Takeo）州	900,914	3,563	253
11	カンポート（Kampot）州	593,829	4,873	122
12	ケップ（Kep）州	42,665	336	127
13	プレアシハヌーク（Preah Sihanouk）州	310,072	1,938	160
14	コッコン（Koh Kong）州	125,902	10,090	12
15	コンポントム（Kampong Thom）州	681,549	13,814	49
16	ポーサット（Pursat）州	419,752	12,692	33
17	バットアンバン（Battambang）州	997,169	11,702	85
18	シエムリアップ（Siem Reap）州	1,014,234	10,299	98
19	バンテアイミアンチェイ（Banteay Meanchey）州	861,883	6,679	129
20	オッドーミアンチェイ（Oddar Meanchey）州	276,038	6,158	45
21	パイリン（Pailin）州	75,112	803	94
22	プレアヴィヒア（Preah Vihear）州	254,827	13,788	18
23	モンドルキリ（Monduliri）州	92,213	14,288	6
24	ラタナキリ（Ratanakiri）州	217,453	10,782	20
25	トウボーンクモム（Tbong Khmum）州	776,841	5,250	148
合計		15,553,211	181,035	87

資料：州名及び付番については図－２に同じ。

“General Population Census of the Kingdom of Cambodia 2019 – Final Results”
「National Institute of Statistics. Ministry of Planning」による。



図ー２ カンボジア全図・各州

資料：各州名は日本国外務省 HP 及びカンボジア関係参考文献等を基に本センター作成。
また、各州名の冒頭番号は、便宜上、プノンペン都周辺部から順次付番しており、表ー２
の番号と対応。

(５) 産業経済

直近の 2023 年の名目 GDP は 42,824 百万 米ドル（対前年比 9.5%増）、2022 年の名目 GDP は 39,616 百万 米ドル（対前年比 8.1%増）、同じく 2023 年の実質 GDP は 36,111 百万 米ドル（対前年比 5.0%増）、2022 年の実質 GDP は 34,392 百万 米ドル（対前年比 5.1%増）となっており、2000 年以降の各指標の推移は、表ー２のとおりとなっている。

表ー３ 名目及び実質 GDP 等の推移（単位：百万米ドル、１人当たり名目 GDP は米ドル）

	2000 年	2005 年	2010 年	2015 年	2020 年	2023 年
名目 GDP	3,785	7,153	13,733	24,037	34,418	42,824
名目 GDP／人	304	532	947	1,539	2,058	2,458
実質 GDP	7,417	11,577	16,666	24,037★	31,742	36,111

資料：GLOBAL NOTE 出典：国連統計

(注)・米ドルへの換算は各年の平均為替レートベース。１人当たり名目 GDP の基礎となる人口は国連人口部の人口推計データ。また、実質 GDP の基準年は 2015 年(★)で、この年を 100 としてデフレーターにより計算しており、米ドル為替レートも 2015 年で換算。

カンボジアの主要な産業である、製造業、農林水産業、建設業等のほか観光関連産業も重要な産業になっており、2000 年以降の経済の状況について概略⁷をみると、2004 年から 2007 年までの 4 年間、10%を超える高い経済成長を記録した。しかし、サブプライムローン問題に端を発した世界同時不況の影響を受け、2009 年の経済成長率は 0.1%まで落ち込んだものの、翌年の 2010 年には 6.1%にまで回復した。2011 年以降 2019 年までは、堅調な縫製品等の輸出品、建設業、サービス業及び海外直接投資の順調な増加により、年率約 7%の安定した経済成長を続けていた。2020 年は新型コロナウイルスの影響を受けてマイナス成長となったが、2021 年以降回復しつつある。

カンボジア関税消費税総局統計によると、2022 年の主要貿易相手国は、輸出では、米国 (39.9%)、EU (18.0%)、ベトナム (9.6%)、中国 (5.5%)、日本 (5.2%) となっており、輸入では、中国 (34.9%)、ベトナム (13.2%)、タイ (12.8%)、シンガポール (10.8%)、日本 (2.6%) となっている。

表－４ 産業別国内総生産（実質：2000 年価格（注））（単位：10 億リエル）

	2018	2019	2020	2021	2022	2023
農 林 水 産 業	9,517.5	9,453.9	9,512.3	9,614.9	9,709.1	9,737.6
鉱 業	830.7	1,009.9	1,199.6	1,436.9	1,666.1	1,992.6
製 造 業	12,287.0	13,102.0	12,742.5	14,194.3	15,870.2	17,640.2
電 気 ・ ガ ス	360.9	386.4	376.7	377.8	384.5	384.3
建 設	5,252.8	6,237.5	6,126.2	6,194.5	6,229.7	6,111.4
卸 売 ・ 小 売 ・ 車 両 修 繕	4,662.3	4,945.4	4,678.9	4,751.6	4,953.7	5,193.8
運 輸 ・ 倉 庫 ・ 情 報 通 信	3,493.2	3,802.5	3,700.2	3,803.4	3,889.5	4,204.4
宿 泊 ・ 飲 食	2,532.1	2,603.6	1,765.0	1,067.2	1,295.1	1,724.6
金 融 ・ 保 険	1,219.9	1,316.0	1,300.8	1,317.1	1,352.1	1,347.9
不 動 産 等	3,663.8	3,957.7	3,758.8	3,779.3	3,786.2	3,543.9
行政・国防・義務的社会保障事業	554.0	585.0	635.1	752.9	803.7	817.3
そ の 他 サ ー ビ ス	4,642.3	4,847.2	4,819.4	4,788.9	4,917.3	4,969.2
基本価格表示の総付加価値	49,016.5	52,246.9	50,615.5	52,078.7	54,857.1	57,667.3
(控除) 帰属計算された銀行手数料	901.3	972.5	949.3	966.9	990.8	127.1
生産に課される税－補助金	4,841.0	5,303.7	5,160.2	5,386.8	5,636.2	1,004.3
国 内 総 生 産(GDP)	52,956.2	56,578.1	54,826.4	56,498.5	59,502.6	62,637.0
G D P 成 長 率(%)	7.5	6.8	-3.1	3.0	5.3	5.3

出典：山田裕史・藤田麻衣「フン・センを頂点とする一族支配の確立：2024 年のカンボジア」『アジア動向年報 2025』アジア掲載研究所、2025、P240 に掲載の「3 産業別国内総生産」（ADB, Key Indicators Database (<https://kidb.adb.org>) より作成)

2 カンボジアのこれまでの歩み

(1) 歴史の概要

カンボジアは、古代から現代に至るまで、多くの王朝とそれらの文化の繁栄の一方で、幾多の紛争の歴史もあり、20 世紀後半以降はポル・ポト政権時代の破壊・虐殺に象徴される苦難と困難を乗り越え、今日の国家の発展に至っている。歴史の詳しい解説については専門書等を参照していただくこととし、ここではおおまかに国の歩みを振り返ることとする⁸。

⁷ 日本国外務省 HP「カンボジア王国基礎データ」より。

⁸ 本項のカンボジアのこれまでの歩みは、巻末に掲載の「カンボジアの地方行政」（自治体国際化協会シンガポール事務所）「カンボディア」（財団法人国際協力推進協会）をはじめとする関係参考文献や関係ウェブサイト情報（英文）を参考に記述。

カンボジアの歴史は、古くは紀元前 5000 年頃には人々が居住していた痕跡があるとされるが、国家（王朝）としての歴史は、紀元前 2 世紀頃に扶南王朝が形成され、その後東南アジアにおける初期の海上交易路を支配下に置き繁栄した。紀元 6 世紀頃にはクメール人の真臘王朝が台頭して、その後扶南王朝を併合しインドシナ半島南部の主要な王国となった。これに続くアンコール王朝期の時代は、ジャヤバルマン二世が王権を宣言した 9 世紀初め（802 年）にはじまる。環濠都城の建造、巨大な貯水池の築堤などにみられる独自の文明繁栄の時代を経てチャンパー王国（ベトナム南部地域）との戦いにより一時期衰退の時代を迎えるが、アンコール王朝はその後繁栄を取り戻し、15 世紀初頭期（1431 年頃）にシャムのアユタヤ王朝に滅ばされるまで数百年にわたって続いた。この王朝時代の栄華は、クメール文明の頂点を極めたアンコールワット、クメール王朝最後の首都アンコールトムなどの壮大な寺院遺跡として現在に伝えられる。

その後、外敵の侵略や内紛の時代を経て、19 世紀半ばに隣国のタイ・ベトナム両王朝の侵略を防ぐため 1863 年にフランスとの間で保護国条約が締結され、フランス保護領となった。そして、1887 年にはフランス領インドシナ連邦の成立とともにカンボジアはインドシナ植民地の一部に編入され、フランスの支配下に置かれることとなった。

第二次世界大戦（一時期、日本軍が占領）を経て、戦後、シハヌーク国王の独立十字軍運動と呼ばれる欧米や日本⁹を含む関係各国訪問と世界世論への訴えかけなどにより、1953 年 11 月にフランスから完全独立（司法権・警察権・軍事権移譲）した（11 月 9 日は独立記念日）。独立後、シハヌーク国王は王位を父スラマリットに譲り、様々な諸党政治勢力を結集した政治団体を結成し、国家再建に取り組んだ。カンボジアは、対内的に王政と民主主義・社会主義の両立を唱える王政社会主義、対外的には非同盟・中立主義を掲げ、農業開発や工業化など経済的社会的な発展を進め、その後のパリ和平協定までの時代の中では、1960 年代初頭期は、比較的平穏な時代を迎えた。中立政策を掲げる中で、東西冷戦下にあつて両陣営各国から経済援助を引き出し、農業開発・工業化の促進・空港港湾の整備・教育の振興等を進めた。しかし、政府内における経済路線の対立等による右派左派の対立が激しくなり、王制の脅威となる共産主義に対しては徹底して圧力を強めていったことから、クメール・ルージュ（ポル・ポト派）をはじめ共産主義勢力が台頭し地下活動を活発化させていくことになる。この時代は、経済政策の失敗も重なり、国内経済は疲弊していった。これに隣国でのベトナム戦争の激化に伴い、反米・中国寄りの親北ベトナムの姿勢により、米国との関係が悪化していった。

1970 年 3 月、シハヌーク殿下¹⁰の外遊中に政権を支えていた右派のロン・ノル将軍が無血クーデターを執行し、同年 10 月には王政を廃して親米・自由主義路線を掲げる共和制政権が樹立された。シハヌーク殿下は北京に亡命、カンボジア民族統一戦線を結成し、クメール・ルージュとも共闘した。その後、ロン・ノル政権と民族統一戦線との間で内戦状態となり、政権内部の抗争や腐敗、ベトナム戦争に伴う米軍の越境爆撃・農村社会の崩壊等から、ロン・ノル政権は 1975 年 4 月にクメール・ルージュを中心とする民族統一戦線により打倒された。

⁹ 1953 年 2 月 9 日～5 月 13 日、シハヌーク国王は独立十字軍運動のため日本ほか各国を訪問。外交自主権を回復した日本にとって、非公式とはいえ、最初のアジアの王国からの国王来訪であり、昭和天皇は皇居の茶会に招いている。

¹⁰ 独立後王位を父に譲り、1993 年 9 月の新憲法公布で王政復活、再び国王に即位した。

内戦に勝利した民族統一戦線において、シハヌーク殿下に代わってポル・ポト書記長を中心とするクメール・ルージュが独裁的な権力を握り、「民主カンボジア」政府を樹立し、それまでの社会・経済・価値のすべての体系を否定し、中国の文化大革命の影響を色濃く受けた原子共産主義ともいえる内政と鎖国政策のもとに恐怖政治を断行した。集団による農業を中心とした国土の開発を推し進める一方、都市インフラなどは徹底的に破壊され、都市部の住民は農村部に強制的に移住を強いられ、農作業などを課せられた。この急進的な共産主義政策は国を大混乱に陥れた。政権に対する反革命分子としてロン・ノル政権の関係者をはじめ医師や教師などのインテリ層や僧侶、少数民族が虐殺され、非現実的な農業政策の失敗による深刻な飢餓、地方への強制移住と強制労働などによってポル・ポト政権下で総人口のおよそ四分の一、170万人から180万人ともいわれる人々が犠牲になっている。政権内部でも権力闘争・幹部粛清が行われ、ポル・ポトの独裁が続いた。

民主カンボジア（ポル・ポト）政権下での虐殺・飢餓・粛清等で国が疲弊していく一方で、カンボジアとベトナムの共産主義との対立関係も深刻なものとなっていく。このような中、ベトナムに逃れたヘン・サムリン、チア・シム、フン・センなどクメール・ルージュの元東部管区幹部たちはカンボジア民族救国統一戦線を結成し、1978年12月、ベトナム軍とともに国境を越えてカンボジアに侵攻し、翌79年1月にはプノンペンを陥落させポル・ポト派をタイ国境の山岳地帯に追いやった。そして、カンボジアに侵攻したベトナム軍は、人民革命評議会（のち人民革命党）のヘン・サムリンを議長とするカンボジア人民共和国の樹立を支援した。しかし、同政権はソ連・東欧の援助とベトナムの支持のもとにつくられた政権であり、ベトナム軍の駐留を許したベトナムの傀儡政権であるとして世界各国の承認が得られなかった。

この頃、ASEAN 諸国の支援も受け、親ベトナムであるヘン・サムリン政権に対抗するかたちで、1982年には、反ベトナムの民主カンボジア連合政府三派（ポル・ポト、シハヌーク、ソン・サン）の各派）が結成されている。これによりカンボジア全域を実効支配しているヘン・サムリン政権と、米国、中国、日本など80カ国余り承認を受け国連の代表権を持つ三派連合政府との間で内戦が続いていくことになった。

このような経過の中で、国際社会において旧ソ連とアメリカの関係改善と東西冷戦終結への流れが進んでいくと、国際情勢が大きく変容する中で、ベトナムはカンボジアに対する政策の転換を迫られることになる。1988年4月、ベトナムは1990年までに駐留軍を撤退させると表明、1989年9月にベトナム軍はカンボジアから完全撤退した。（因みに、同時期の1989年11月にベルリンの壁崩壊、同年12月には米国ブッシュ大統領・ソ連ゴルバチョフ大統領のマルタ会談による冷戦終結宣言が行われている。）

その後、カンボジア国内においては和平の道が模索されていくこととなる。

（2）パリ和平協定とその後の政治情勢・選挙状況の推移

カンボジアの和平への道は、国連はじめ国外からの支援を受けながら1989年にパリにおいて始まり、2年後の1991年10月23日に、国内4派を含む19か国（日本を含む）によって包括的なカンボジア和平協定が締結され、カンボジア・ベトナム戦争が正式に終結、当面、平和維持活動が展開されることになった。具体的には、和平協定締結後、選挙が実施され新政権が樹立されるまでの間は、旧内戦当事者から構成されるカンボジア最高国民評議会（SNC）と国

連カンボジア暫定統治機構（UNTAC）の両輪による統治が行われた。

その後の政治情勢・選挙状況の概略（年表¹¹）は以下のとおりである。

〔なお、クメール・ルージュ（ポル・ポト派）については、1993 年の選挙をボイコットし、タイ国境近くの地域を拠点にゲリラ活動により新しい政権と戦い続けたが、軍の墮落、規律の崩壊、指導者層の離脱等により次第に孤立していき、1998 年にはポル・ポト死亡、1999 年には指導者タ・モク参謀総長の拘束により、クメール・ルージュは事実上消滅していった。〕

1991 年	パリ和平協定
1992 年	国連カンボジア暫定統治機構（UNTAC）活動開始 （1992～93 年、日本初の国連平和維持活動（PKO）参加）
1993 年	UNTAC 監視下で制憲議会選挙、王党派フンシンベック党勝利 新憲法で王制復活 ラナリット第 1 首相（フンシンベック党）、フン・セン第 2 首相（人民党： 旧プノンペン政権）の 2 人首相制連立政権
1997 年	首都プノンペンで両首相陣営武力衝突、ラナリット第 1 首相失脚
1998 年	第 2 期国民議会議員選挙、第 1 次フン・セン首班連立政権
1999 年	上院新設（二院制へ移行）、東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟
2003 年	第 3 期国民議会議員選挙
2004 年	第 2 次フン・セン首班連立政権発足 シハヌーク国王引退・シハモニ新国王即位、WTO 加盟、アジア欧州会合 （ASEM）参加決定
2006 年	第 1 期上院議員選挙
2008 年	第 4 期国民議会議員選挙、第 3 次フン・セン首班連立政権発足
2012 年	第 2 期上院議員選挙。ASEAN 議長国（2 回目）
2013 年	第 5 期国民議会選挙、フン・セン首相首班政権発足
2018 年 2 月	第 3 期上院議員選挙
2018 年 7 月	第 6 期国民議会議員選挙、フン・セン首相首班政権発足
2023 年 7 月	第 7 期国民議会議員選挙、フン・マネット首相首班政権発足
2024 年 2 月	第 4 期上院議員選挙、フン・セン前首相が上院議長就任

（3）現在の政治状況と選挙の仕組み

国会は二院制であり、2025 年 7 月現在、上院（全 62 議席、任期 6 年）フン・セン議長（人民党党首）、国民議会（下院）（全 125 議席、任期 5 年）クオン・ソダリー議長（人民党）となっている。

これまで、フン・セン前首相（現上院議長）率いる人民党が長年安定政権を維持してきており、2018 年 7 月の第 6 期国民議会議員選挙は、人民党を含む 20 の政党が参加して実施され、人民党が 77% の得票を得て全 125 議席を獲得した。2023 年 7 月の第 7 期国民議会議員選挙では、人民党が 120 議席を獲得、約 7.5% の支持を得たフンシンベック党が 5 議席を獲得している。この選挙後の内閣改造でフン・セン首相が退任し、同氏の長男フン・マネット氏率いる新政権が発足し今日に至っている。

¹¹ 日本国外務省 HP「カンボジア王国基礎データ」を基に一部加筆修正。

第2章 カンボジアの政府組織と内務省、地方行政

1 カンボジアの国家機構の概要

カンボジアは議院内閣制をとっており国民議会の議長の推薦及び副議長の同意を得て国王が第一党から首相を指名し首相が組閣する。

国家機構は、図－3に示すようになっているが、このうち中央政府の行政組織は、大臣会議（首相・副首相・上級大臣で構成）のもと、大臣会議官房及び内務省をはじめ国防省、外務・国際協力省、経済・財務省、農林水産省、地方開発省、商業省等 30 近くの省庁が設置され、各分野における法令・制度・政策が企画・立案され、事業・施策が実施されている。



図－3 カンボジア国家機構図（2025年7月現在）

資料：カンボジア政府各省庁 HP 及び

日本貿易振興機構・アジア経済研究所「2025年アジア動向年報」P238
を参考に本センター作成

2 内務省の組織と役割

第3章で詳しく紹介するカンボジアの消防組織は、中央政府の中の内務省の管轄であり、はじめに内務省の組織と役割についてその概要を紹介する。

内務省の使命・役割等については、内務省設置関連法の第4条及び第5条において規定されており、その中で、「内務省は、カンボジア王国における国家安全保障、治安、社会保障の分野の中の政治、行政、国家警察の管理といった分野において、あらゆるレベルの地方行政を主導する使命を負う」こととされており、地方行政機関を通じて国民に対して最も影響力を持つ中央官庁といえる。内務大臣ポストは副首相を兼ねており、広範な内務省の重要任務を遂行するため、内務大臣のもとに政治任用ポストとして長官46人、副長官64人（2025年7月現在内務省HP掲載者）が任命されている。また、すべての地方行政政府（プノンペン都・州、区、市、郡）の長は内務省職員が任命されており、また、これら地方行政組織で働く職員はすべて国家公務員である¹²。

内務省の役割・責務については広範にわたり、このうち地方行政との関わりにおいてその一端を紹介すると、

- ・ 国家警察部隊、首都及び州行政の統一司令部を指揮するとともに他の関係当局と協力して、「首都・州・市・郡及び区の行政管理に関する法律」、「コミューン（Commune）及びサンカット（Sangkat）の行政管理に関する法律」及び関連法文書に従い、カンボジア王国における国家安全保障の維持、治安の強化、社会保障の確保に努めること
 - ・ 内務省と首都・州行政を関与させながら、質の高い行政サービス、透明性、効率性及び国民のニーズへのタイムリーな対応を提供すること
 - ・ 政党、協会、非政府組織を登録するとともに、施行されている法律・規則に従ってこれらの組織が正しくと実施されているか監視すること
 - ・ 選挙の手続きや手順について検討し、意見を述べること
 - ・ 関係省庁・関係機関と協力して、内務省の枠内で公務員に関する国民の苦情や名誉毀損の訴えを検査、受理、解決すること
 - ・ 人民の地理的特性、習慣、伝統、文化、宗教に応じて、人民の村の位置を調整すること
- 等々をはじめ、幅広い分野を所管している¹³。

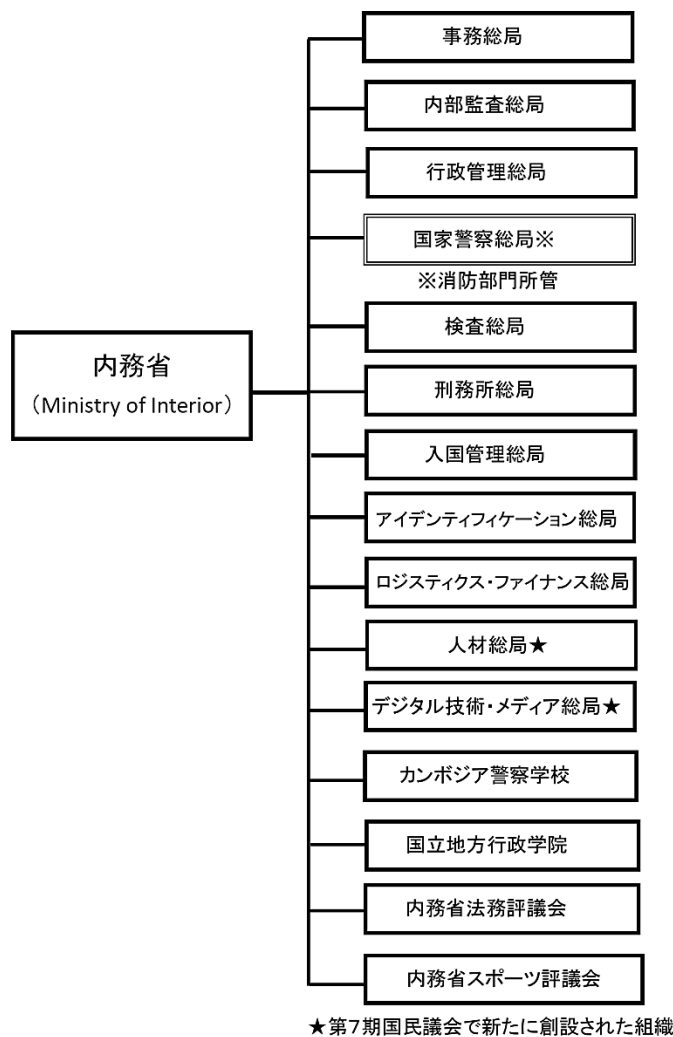
内務省の組織を具体的な構成図で示すと、図-4のようになっている。またこの中で、消防関係の組織は、国家警察総局の消防部門として位置づけられている。



カンボジア内務省とプノンペンの街並み

¹² CLAIR REPORT No.426（2015.7.29）「カンボジアの地方行政」（自治体国際化協会シンガポール事務所）P25

¹³ 詳しくはカンボジア内務省 HP https://www.interior.gov.kh/en/about_moi 参照



図－４ カンボジア内務省組織図

資料：内務省 HP を基に本センター作成

カンボジアにおける今日的課題を踏まえた内務省の近年の取組と今後の方向性については、内務省 HP（英文版）におけるソー・ソカー（Sar Sokha）副首相兼内務大臣の挨拶（Minister's Welcome Notice）が理解を深める参考になるので、以下に紹介する。

『カンボジア王国政府は、2050 年までにカンボジアが高所得国となるというビジョンを実現するために、人、道路、水、電気、技術という主要な優先事項を特定した「五角形戦略 - フェーズ I」（注）の政策及び、第 4 次産業革命に対応した主要アプローチと考えられ、カンボジアの経済・社会のデジタル変革を加速するデジタルセクターのロードマップを打ち出しました。

内務省は、上記ビジョンの達成に貢献する政府の参謀役として、その役割と責任において、特にデジタル技術を行政サービスの提供、治安と社会秩序、安全な村落・コミュニティの確保、あらゆる種類の犯罪対策、そして人材育成における業務効率の向上のためのメカニズムとして活用するなど、その使命を精力的に遂行しています。

そのため、内務省の要請に基づき、第 7 期国民議会は内務省に人材総局とデジタル技術・メディア総局という 2 つの新たな組織を創設しました。さらに、デジタル技術に関しては、デジタ

ル・モダナイゼーションとデジタル・トランスフォーメーションに関するワーキンググループを立ち上げ、国（中央政府）レベル及び地方（都・州行政）レベルの下部機関のための指針として「デジタル技術戦略プラン 2023-2027」を策定しました。

現在まで、内務省は強力かつ潜在力のある国家機関であり、その使命と義務を着実に果たし、国民と国家のために目覚ましい成果を上げています。それらの成果は以下のとおりです。

- ① 首都・州行政について中央集権的な管理システムから分権・分散化した民主的な行政システムに調整・進展・改革することで公共と地域の発展を促進すること。
- ② 国家警察を能力構築によって改革し、国民の強い信頼を得ること。
- ③ テロ・国際犯罪・人身売買・マネーロンダリング・大量破壊兵器の拡散との戦いなどの責務に積極的に参加し、貢献すること。
- ④ 国民のため及び政党・団体・非政府組織の登録のための法律・規則・手続きを制定すること。
- ⑤ 外国人及び移民の管理システムを修正・再構築すること。
- ⑥ 安全な村落・コミュニン・サンカット政策を実施するための専門的措置を強化すること。
- ⑦ 身分識別に関する国家戦略プラン 2017-2026 を実施すること。

このような取組とともに、内務省は指導者の活動や法律・規則・関連文書に関する情報・ニュースを取りまとめ、公式ウェブサイトやその他のメディアチャンネルを通じて発信しています。これらの公式メディアチャンネルは、一般市民にとって重要な仮想プラットフォームとなり、内務省の管轄に関する法律、政令等、法文書、記事、画像、教育ビデオに関する情報を検索できるようになります。さらに、これらのデジタル・メディアチャンネルは、内務省の管轄における職務と責任の遂行に関する一般市民の意見をお知らせし、回答し、問題解決するための意見交換の場にもなります。この点に関し、私は、内務省幹部を代表して一般読者に対し、内務省の役割と責任において必要となる情報を定期的に更新し、読者の知恵のために最新ニュースを提供するとともに、内務省の管轄範囲内で追加のコメントや説明の要請に参加していただくよう奨励したいと思います。最後に、親愛なる読者の皆様のご多幸を心よりお祈り申し上げます。』

（本センター仮訳）

（注）「五角形戦略フェーズ I」は、2023 年 8 月に発足した新内閣の最上位開発戦略であり、2018 年発表の前戦略（四角形戦略）の戦略目標と同様に「危機に強い経済成長」、「雇用創出」、「貧困削減」、「公共サービスの効率性向上」が位置づけられるとともに、「持続可能な社会経済開発」が新たに加わった。「角」と表現される主要優先事項も同様で、前戦略から「人的資源開発」、「経済の多様化」、「民間部門・雇用開発」、「強靱で持続可能で包括的な発展」が継承されたほか、新たに「デジタル経済・社会の促進」が追加された。

3 カンボジアの国・地方を通じる行政の構成

カンボジアの国土（領土）の構成であるとともに、国・地方を通じる行政システムの基本構成は、2008年改正憲法第13章の第145条及び146条に規定されている。

【参考】

THE CONSTITUTION OF THE KINGDOM OF CAMBODIA¹⁴

(抄)

CHAPTER XIII

ON THE ADMINISTRATIVE ORGANIZATION

Article 145

The territory of the Kingdom of Cambodia is divided into Reach Theany (Royal Capital City), Khet (provinces), Krong (municipalities), Srok (districts), Khan (arrondissements), Khum (communes) and Sangkat (quarters).

Article 146

Reach Theany, Khet, Krong, Srok, Khan, Khum and Sangkat are administered according to the conditions provided by an organic law.

このうち第146条において、首都・州・市・郡・区・コミューン（Commune）・サンカット（Sangkat）は別に定める関連法により具体的な内容が規定されている。すなわち、この改正憲法を受けて同じ2008年に「首都・州・市・郡及び区の行政管理に関する法律」が制定されており、同法第4条では、

- ・カンボジア王国の首都をプノンペンとする。
- ・首都プノンペン内は区（Khan）に分けられる。
- ・首都プノンペンの区はサンカット（Sangkat）に分けられる。

同法第5条では、

- ・州は市（Municipality）及び郡（District）に分けられる。
- ・州内の市はサンカット（Sangkat）に分けられる。
- ・州内の郡はコミューン（Commune）とサンカット（Sangkat）に分けられる

と規定されている。

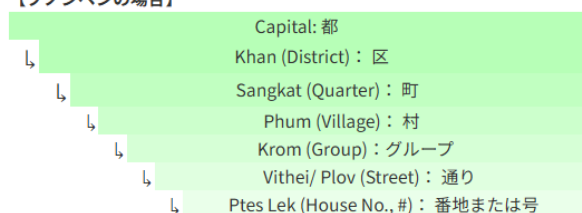
このように、改正憲法と上記関連法により、カンボジアの国土（領土）は、①首都及び州、②区及び市・郡、③サンカット（Sangkat）、コミューン（Commune）及びサンカット（Sangkat）の3つの地方階層になっており、「コミューン・サンカットの行政管理に関する法律」も含めて関連法に定められた内容に従って統治されている。

（注）プノンペンの言い方については、「首都プノンペン」のほか、「プノンペン都」や単に「都」とする表現も含め、それぞれの文脈により使い分けているが、いずれも同じ行政区域を前提にしている。

¹⁴ カンボジア憲法（クメール語）の英語訳版は多数あるが、ここでは現地名称（英文）との相対がわかりやすいFAO版を参考に掲載している。<https://faolex.fao.org/docs/pdf/cam117198.pdf>

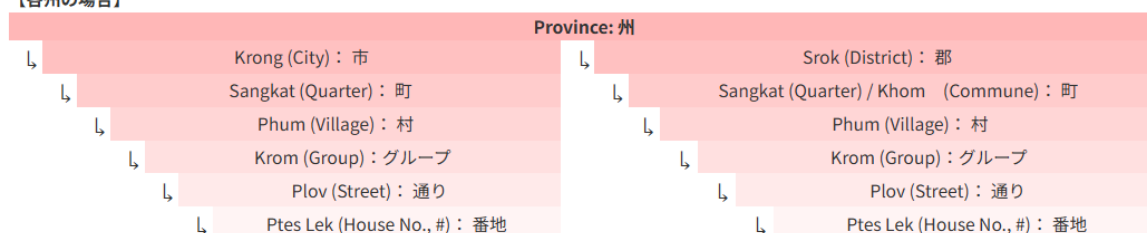
また、上記 3 つの地方階層及びその下位の住居表示については、在カンボジア日本国大使館 HP の資料がわかりやすいので以下に紹介する。

【プノンベンの場合】



<記載例> カンボジア王国 プノンベン都 ボンケンコン区 ボンケンコン第1町 ●●村 ●●グループ ●●通り ●●番地

【各州の場合】



<記載例> カンボジア王国 シェムリアップ州 シェムリアップ市 ●●町 ●●村 ●●グループ ●●通り ●●番地

カンボジア王国 バッタバン州 クワックロー郡 ●●町 ●●村 ●●グループ ●●通り ●●番地

図ー5 各種証明の申請書、戸籍などの届出をする際のカンボジア住所の日本語表記について

出典：在カンボジア日本国大使館HPより

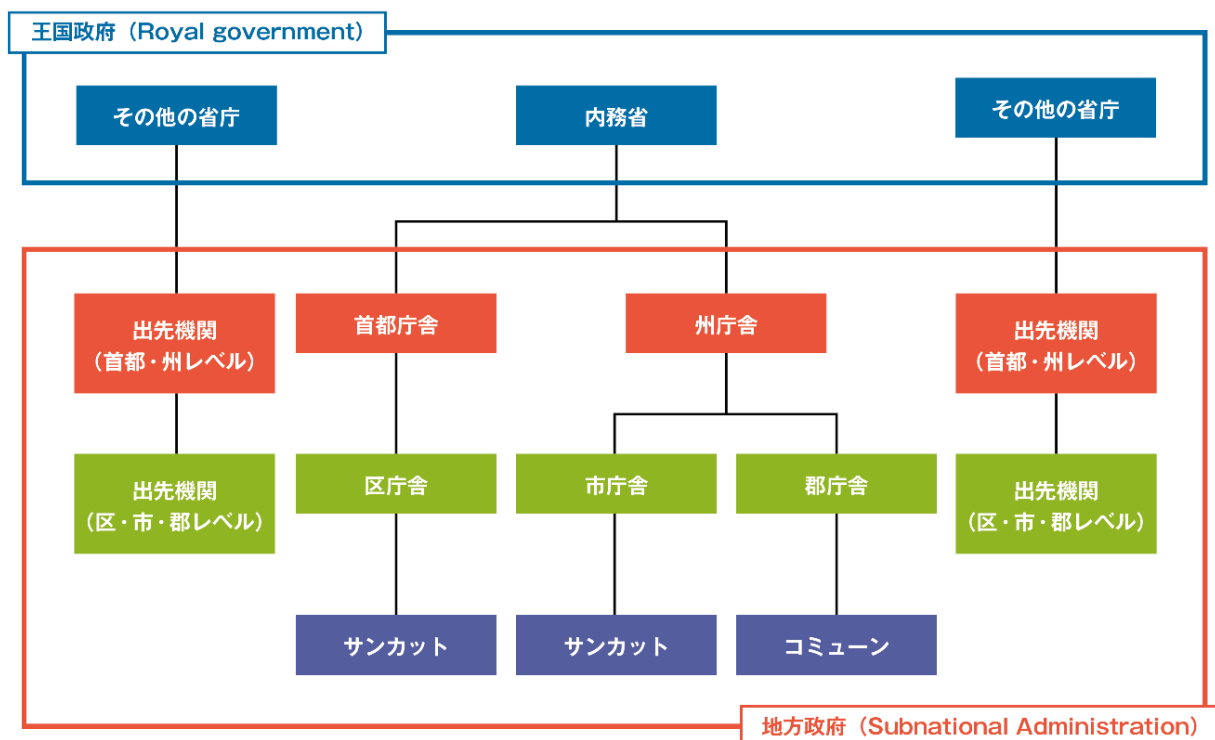
4 カンボジアの地方行政のあらまし

カンボジアでは、プノンベン都及び各州に地方行政組織が置かれているが、これらの地方行政組織はカンボジア政府組織の一部として位置づけられており、カンボジアの地方行政は国・地方を通じる一貫した行政体制の中で運営されている。もちろん、住民に身近な行政サービスについては、地方分権・地方分散に関する各般の政策も推進されているが、日本で行われている中央政府から地方公共団体（地方政府）への権限移譲を伴う地方分権とは意味合いが違うものである。

都・州をはじめ市・郡・区、コミューン・サンカットの首長等（知事、市長、郡長、区長等）は中央政府（内務省等）により任命され、地方レベルの行政組織は、日本における地方自治体というよりも、業務内容により濃淡はあるが、国の地方出先機関的な位置づけに近いものといえる。

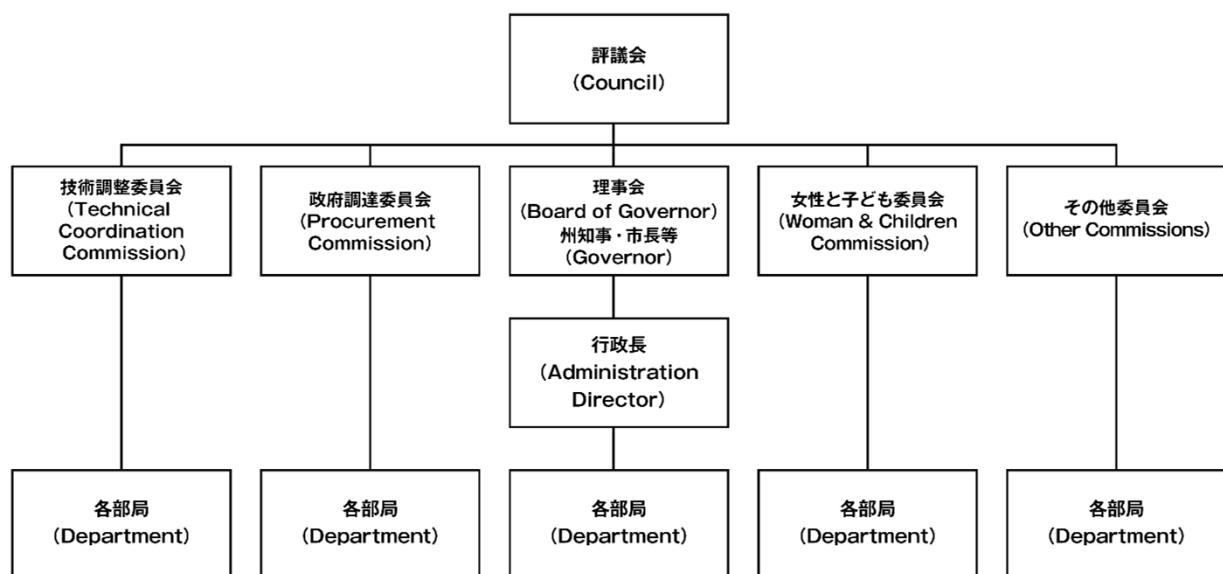
その中には、内務省系列の役所が行う業務内容、その他各省庁系列の役所が行う業務内容などが含まれており、プノンベン都及び各州の行政執行については、首相の承認を得て内務省により指名された知事によって統治されている。

少し古い資料ではあるが、詳しくは CLAIR REPORT No.426 （2015.7.29）「カンボジアの地方行政」（自治体国際化協会シンガポール事務所（クレアシンガポール））を参照されたい。ここでは、同レポートの P32、P33 の図のみ（図ー6、図ー7）を参考までに掲載させていただく。



図－６ 中央省庁と地方行政のイメージ

出典：CLAIR REPORT No.426（なお、元の出典はクレアシンガポールの聞き取り調査（当時）による）



図－７ 一般的な地方行政組織のイメージ

出典：CLAIR REPORT No.426（なお、元の出典はクレアシンガポールの聞き取り調査（当時）による）

各レベルの地方行政組織の設置状況¹⁵は以下のとおりである。

各地方行政組織の数（2020 年）

① 首都（Capital）	1
② 州（Province）	24
③ 区（Khans）	14
④ 市（Municipality）	27
⑤ 郡（District）	162
⑥ コミューン（Commune）	1,410
⑦ サンカット（Sangkat）	236

¹⁵ SNG WOFI ウェブサイト https://www.sng-wofi.org/country_profiles/cambodia.html の Cambodia の項より。

第3章 カンボジアの消防組織・体制とその活動

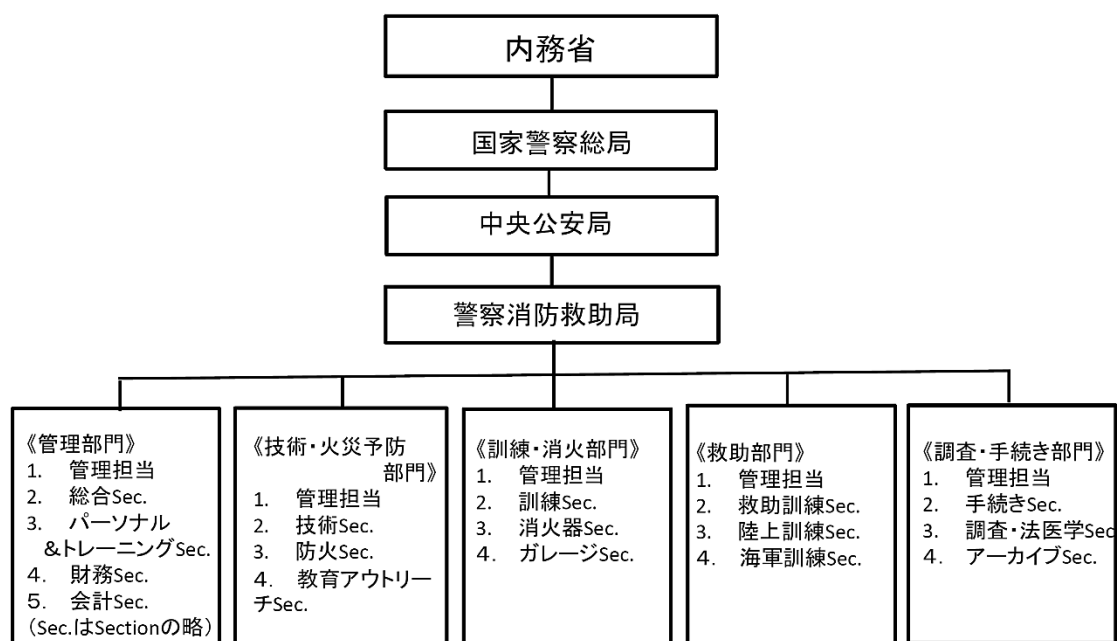
1 カンボジアの消防組織と消防体制充実強化への歩み

(1) 内務省の消防組織

カンボジア政府における現在の消防組織は、大きくは内務省の国家警察総局に所属しており、図－8のような組織構成になっている。

(注) 内務省の消防組織については、本章以降において、状況により「内務省警察消防救助局」、「内務省消防当局」あるいは単に「消防当局」といった言い方を使い分ける。

同省警察消防救助局の消防職員（フルタイム）は、2025年4月現在130人である。



図－8 内務省消防部門の組織図

内務省警察消防救助局からの提供資料（英語版）を基に本センター作成

また、カンボジア消防の消防職員¹⁶については、内務省、プノンペン都・各州とも国家公務員の身分であり、全体で約1,400人（うち女性約50人）が従事している。中央政府及び都・州の消防行政における職員体制については、後述4の項を参照されたい。

(2) 内務省を中心とした消防体制充実強化へのこれまでの歩み

カンボジアの歴史（第1章2）に記した長い内戦の混乱と厳しい試練を乗り越え、消防分野においても、1991年のパリ和平協定以降今日までの歩みの中で、時間をかけながらではあるが消防関係者の弛みない努力により、消防の使命・役割を果たすために消防体制の充実強化が

¹⁶ カンボジア消防の消防職員には、現場での消防活動に従事する消防隊員のほか、内務省や都・州の消防組織で内部事務や予防行政等に従事する消防職員も含まれるが、ここではまとめて消防職員という。

着実に進められてきた。

内務省における消防組織は、公共安全に対するニーズの高まりに対して「消防」という分野を確立しながら更なる要請に応えるために発展してきたところである。かつては現場レベルでの「火消」等の限られた活動や取組にとどまっていた消防体制も、首都プノンペンをはじめとする都市化の進展や農業中心から工業化等の産業構造の変化につれて、地域の枠を越えてより協調的な国家的アプローチが必要になり、現在の消防体制の整備とその運用に至っている。

消防体制の充実強化への大まかな歩みは以下のとおり¹⁷である。

- | | |
|---------------|---|
| 1980 年～1986 年 | 内務省人民警察局の統計部管轄下の一部署として活動。 |
| 1986 年～1993 年 | 内務省人民警察局の管轄の部として活動。 |
| 1993 年～2002 年 | 内務省国家警察総局中央公安局管轄の社会安全局となり、組織が拡大して管理部門、技術・火災予防部門、訓練・消火部門、救助部門が設置され活動。 |
| 2002 年～2015 年 | 内務省国家警察総局中央公安局武器・爆発物・火災管理局の管轄下となる。
この間、2013 年には消防法が制定されている。 |
| 2015 年～ | 内務省国家警察総局内に勅令により同年 9 月 15 日に警察消防救助局が設立される。
この管轄下に、管理部門、技術・火災予防部門、消火・訓練部門、救助部門、調査・手続き部門の 5 つの部が設けられ現在に至る。 |

以上、これまでの歩みの中では、パリ和平協定締結 2 年後の 1993 年に内務省国家警察総局中央公安局管轄下ではあるが社会安全局内に消防の組織が各担当セクションを明確化しながら拡充されたことは消防体制整備のはじめのステップといえる。その後の現在の体制につながる大きな節目は、2013 年の消防法制定後、これを実効あるものとするために 2015 年に消防単独の警察消防救助局が設置されたことであり、この点は調査時のヒアリングの中でも強調されていた。

2 2015 年以降のカンボジア消防体制の充実強化について

消防体制の変遷経過のうち、警察消防救助局が設置され消防体制が大きく改革・改善された 2015 年当時の意義・背景等とその後の充実強化の状況については、以下のとおりである。

（現地調査とその後の内務省消防当局からの追加資料（英語版）を基に本センターで整理）

『2015 年当時より以前は、内務省管轄の消防組織・消防活動の状況は、古い設備、限られた訓練、乏しい連携により、重大な課題に直面していた。一方で、都市化と工業化により火災リスクが増大するにつれ、改善・改革の必要性が明らかになってきた。

このような状況下で、当時の消防体制充実強化の意義、背景等を整理すると以下のとおりである。

第 1 に 2015 年の組織体制等の充実強化の意義としては、公共の安全を改善し、緊急事態に対応できるよう、より効率的な消防サービスを構築することが不可欠なものだった。

第 2 にその背景にあったのは、2015 年当時より以前は、消防署には近代的な設備がなく、ま

¹⁷ 内務省警察消防救助局提供資料による。

た内務省の消防部門まで含めた集権化（統一化）された組織体系とはなっていなかった。そのため、内務省はこれらの問題を認識し、増大するリスクにうまく対処できるように消防のシステム・仕組みを改善・改革する必要があった。

2015 年の組織体制等の充実強化によって 消防隊員は、近代化された最新の装備とより高度な訓練を受け、効果的な対応能力を向上させていくことができるようになった。また、内務省警察消防救助局を中心とした消防に関わる業務の集権化（統一化）により、より迅速で組織的な対応が可能になるとともに、全国の緊急事態への消防署の対応能力が強化されることとなった。

このように、2015 年の消防体制等の整備を大きな節目として消防対応力が強化され、以降今日まで、カンボジア消防は組織改革を着実に進めてきているところである。

その後の主な内容は、

〈2016 年～2017 年〉…事業拡大とトレーニング

- ・ 全国の主要地域にはさらに多くの消防署が建設され、消防隊員は産業火災や大規模火災に関する専門的な訓練を受けることができるようになった。また、諸外国からの国際援助により、消防関係のさらなるリソースと近代的な設備を提供してもらえるようになった。

〈2018 年～2019 年〉…連携の改善

- ・ 消防署間の連携強化に焦点を当て、全国を網羅する通信ネットワークを構築した。また、消防活動について他の緊急対応部隊とも一層緊密に連携させるようにした。

〈2020 年～2021 年〉…デジタル化への対応

- ・ 消防活動において、デジタルツールを導入し、出場管理、リソースの追跡、インシデントの記録での活用を開始した。これにより対応時間とリソース管理が改善され、例えば化学物質の流出などの複雑な緊急事態において大きな効果を発揮している。

〈2022 年～2024 年〉…国際的なパートナーシップ及び地域のつながりの強化

- ・ ここ数年、カンボジア消防では、日本をはじめ消防設備支援に係る国際的なパートナーシップに重点を置いている。また、設備や技術の継続的なアップグレードとともに、防火に関する公教育にも力を入れてきている。

以上のようなこれまでの改革・改善への取組により、多様な緊急事態に対応するための消防力が一層向上し、消防がより効率的・効果的に国の発展に寄与できるようになってきている。』

【取材メモ】

カンボジアでは、1970 年代のポル・ポト政権とその後の内戦等の混乱の時代を経て、1991 年パリ和平協定締結以降今日まで、多くの困難を乗り越え、関係者の弛まめ努力により、消防の使命・役割を果たすため、消防体制の整備や人材育成を一步一步進めてきている。とりわけ今回の調査訪問時に温かい歓迎をいただいた内務省の Neth Vantha 警察消防救助局長は政府において長年この分野に携わってきており、同氏を中心に関係者の地道な取組の成果が今日の消防活動・消防業務に関わる組織の充実強化につながっているとお話を現地の消防スタッフの皆さんからお伺いし、関係者のご尽力に思いをはせたところである。



内務省内でのヒアリング風景

3 カンボジアの消防関係法体系と今後の方向性・課題

カンボジアにおける消防法関係の法体系については、消防権限や火災安全義務などに関する基本的な規定が盛り込まれた 2013 年制定の消防法（Law on Fire Prevention and Firefighting）に基づきプノンペン都・各州において具体的な消防基準を定めるための条例や規則が定められ、実施されている。（※2013 年消防法については本書巻末の英文条文を参照のこと。）

また、最近の動向のひとつとして、2015 年制定の災害管理法¹⁸（Law on Disaster Management）の 2020 年改正により消防と他の組織（各省庁、軍隊等）の緊急対応業務との連携体制が改善されることとなった。併せて、内務省警察消防救助局は、大規模災害や複雑な火災シナリオなどの今日的課題に対処するため、訓練システムと機器を更新している。

一方、現在、消防設備の設置に特化した標準化された国内規制は無い。代わりに、それを補完するために、プノンペン都や各州において建物の安全や消防設備に関する具体的な規則など、いくつかの補足規則や火災安全基準が導入されている。そして、消防署や政府の関係当局が提供する個別のガイダンスを通じて管理されている。

カンボジアにおいても、都市開発と都市化の進展、経済活動の活発化、産業構造の転換、気候変動の影響等により、火災や産業事故の大規模化・複雑化、自然災害の拡大等に対する消防分野の役割も年々高まってきている。

このような中、消防を巡る制度・政策の諸課題としては次のようなことが挙げられる¹⁹。

- ① 標準化された消防設備・機器の設置の不足
- ② 一貫性ある火災安全規制がまだ整備途上にある現状下での執行
- ③ 現場の消防署の人員・車両資機材等のリソースの充実及び訓練等による人材育成の必要性
- ④ 火災安全に対する国民の意識の醸成が依然として不足していること

などである。

また、内務省消防当局ではこのような現状の課題を踏まえ、今後目指すべき方向性としては、

- ① 消防設備に関する国家基準を策定すること
- ② 火災安全に関連する法律の執行を強化すること
- ③ 消防隊員の訓練と車両資機材等のリソースを改善すること
- ④ 火災安全に関する公教育を強化すること
- ⑤ 目標としては、より効率的で一貫性があり、十分なリソースを備えた消防システムを構築すること

などを挙げている。

このような今後の取組には、内務省消防当局だけではなく、中央政府の関係各省庁及びそれらの地方出先機関との連携協力が必要になるとともに、企業や学校、さらにはコミュニティレベルの火災安全・防災意識の向上と順法精神の高揚等の地道な啓発活動にも継続的に取り組んでいく必要がある。我が国においてこれまで歩んできた道のりを振り返るとき、国情や歴史経験の違いもあり、カンボジアにおいて中央政府から地方の現場まで一貫性を持った消防体制の一層の充実

¹⁸ 災害管理法を統括する所管組織は国家災害管理委員会（NCDM：The National Committee for Disaster Management）であり、プノンペン都・各州には地方災害管理委員会が置かれている。

後述「第 4 章 3 カンボジアの自然災害」も参照。

¹⁹ 内務省消防当局への照会・回答を基に整理。

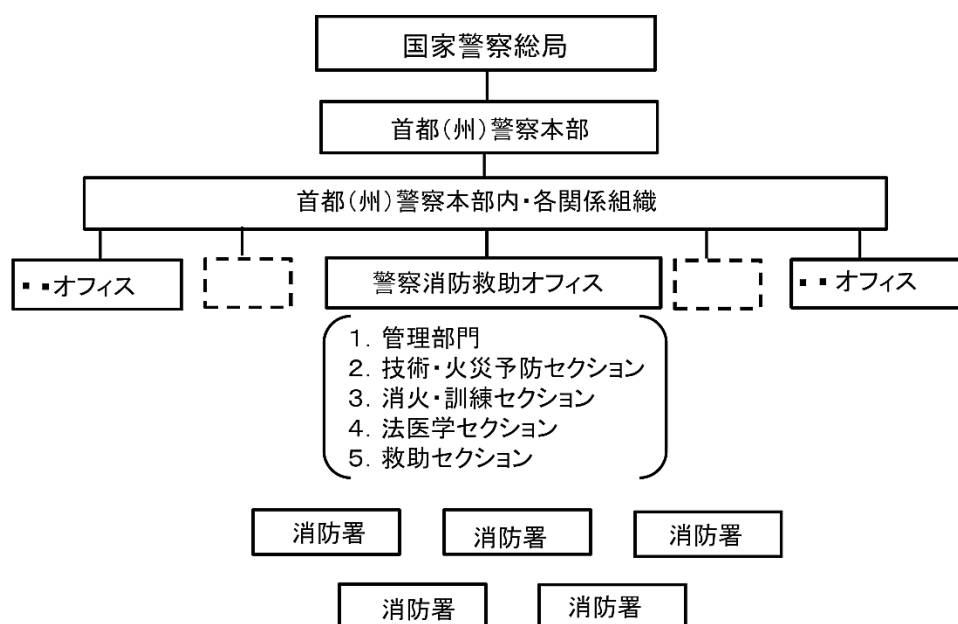
強化とその実効ある運用を進めていくためには、各般にわたり様々なハードルがあることも想定されるが、ぜひ消防関係者の高い志と強い信念をもって乗り越えていっていただくことを願っている。

4 プノンペン都・州の消防体制

プノンペン都及び各州の消防組織については、内務省の出先機関として位置づけられ、内務省の統制下で業務が行われている。

プノンペン都を例にとると、プノンペン都警察本部はプノンペン都の行政組織の一部門であるとともに、内務省の出先機関として内務省の組織にも属している。そしてプノンペン都警察本部内に消防を担当する部署があり、その消防組織がプノンペン都消防本部として日々の消防活動に取り組んでいる。プノンペン都・各州の消防部門の組織図のイメージは図－9のとおりである。

内務省消防部門（警察消防救助局）は全国の消防を統括して取りまとめる立場にあるが、都・州消防の最終責任者は、都・州警察本部のトップであり、これら地方機関の警察本部はある程度独立しており、内務省消防部門の完全なコントロール下にあるわけではない。例えば、プノンペン都であれば、プノンペン都警察本部のトップは基本的には階級は3スターであり、内務省消防部門のトップも同じ階級である。さらに言えば、プノンペン都警察本部のトップは内務省警察の副長官を兼務しているので、力関係は対等かむしろそれ以上だとみられているようである。



図－9 プノンペン都（州）消防部門の組織図

内務省警察消防救助局からの提供資料（英語版）を基に本センター作成

また、プノンペン都及び各州の消防組織における消防署の設置状況は表－5のとおりである。他に比べ消防力の充実したプノンペン都を除き、各州消防組織のそれぞれの消防署には、常勤（フルタイム）の消防隊員が2人から3人配置されているのが典型例とされるが、実際には更に限られたマンパワーのため、所管地域において大規模な緊急事態に的確に対処したり、迅速に火災の消火に当たることが難しい現状にあるようである。また、プノンペン都及び各州の消防組織

においては、正規（フルタイム）の消防隊員のほか、インターンの人員、ボランティアの人員が消防活動に従事しているところである。例えば、プノンペン都の消防組織（消防本部）を例にとると、97 人の正規職員のほか、インターン約 40 人、ボランティア約 40 人が活動に従事しており、このうちボランティアは 3 か月契約などの契約職員で、プノンペン都が手当を出して採用している（手当は他州ではない）とのことであった。

表－5 プノンペン都・各州の消防署・消防隊員の状況（2025 年 4 月現在）

N.O	都・州	消防署	消防隊員(フルタイム)
1	プノンペン(Phnom Penh)都	7署	227人
2	カンダール(Kandal)州	11署	22人
3	コンボンスプー(Kampong Speu)州	6署	11人
4	コンボンチュナン(Kampong Chhnang)州	8署	28人
5	ブレイベーン(Prey Veng)州	13署	16人
6	コンボンチャム(Kampong Cham)州	11署	12人
7	クロチェ(Kratie)州	7署	14人
8	ストウントラエン(Stung Treng)州	5署	9人
9	スバイリエン(Svay Rieng)州	9署	12人
10	タケオ(Takeo)州	10署	12人
11	カンポット(Kampot)州	8署	18人
12	ケップ(Kep)州	2署	13人
13	ブレアシハヌーク(Preah Sihanouk)州	4署	28人
14	コツコン(Koh Kong)州	6署	9人
15	コンボントム(Kampong Thom)州	9署	9人
16	ボーサット(Pursat)州	6署	14人
17	バットタンバン(Battambang)州	14署	16人
18	シェムリアップ(Siem Reap)州	12署	30人
19	バンテアイミアンチェイ(Banteay Meanchey)州	10署	14人
20	オッドーミアンチェイ(Oddar Meanchey)州	5署	8人
21	バイリン(Pailin)州	2署	9人
22	ブレアヴィヒア(Preah Vihear)州	8署	14人
23	モンドルキリ(Mondul Kiri)州	5署	11人
24	ラタナキリ(Ratanakiri)州	9署	12人
25	トゥボーンクモム(Tbong Khmum)州	8署	11人
合計		195署	579人

内務省警察消防救助局からの提供資料（英語版）を基に本センター作成

（注）プノンペン都のデータには、内務省本省及び同省所属消防署 1 署の消防職員計 130 人が含まれ、プノンペン都消防本部及び同本部所属消防署 6 署の消防職員 97 人である。

なお、都・各州に配備されているポンプ車等消防車両・資機材の全体像については、公表データがなく正確な数はわからないが、2024 年 2 月 28 日・29 日に日本国消防庁主催でプノンペンで開催された国際消防防災フォーラムにおいて、内務省幹部からのプレゼンの中での説明として、一般消防車（ポンプ車）355 台、はしご車 7 台、掘削機能付き車両 2 台等全国で 377 台を所有している、そのうちプノンペン都に 60 台程度の車両が配備されているとの紹介があったことから、全体イメージとして概ねそのような消防車両体制がとられているものと思われる。また、そ

の他にも軍消防、公的関係機関、民間等の所有する消防車両もあることには留意したい。

このうちプノンペン都については、後述、本章7の項で一部ふれているが、最も消防車両等の充実した首都プノンペンにおいての状況であり、地方部の各州においては、所有する人員・車両・資機材に限られる中で、精一杯の現場活動に従事せざるを得ない現状にある。

また、実際の火災発生時には、その規模にもよるが、内務省消防ラインの地方消防組織だけでなく、軍関係の車両をはじめ、空港や重要文化財地域等の防火対策のための車両等も総動員され、消火対応にあたっている。

5 カンボジア消防における消防職員の身分等

カンボジア消防における消防職員（現場活動に従事する隊員を含む）の身分については、中央政府（内務省）及びプノンペン都・各州の消防組織において常勤（フルタイム）で働く消防職員は、どの組織も同じ官吏の身分を持つ国家公務員である。これは、カンボジア「王国」の国家公務員である政府職員として、同じように公共サービスのルールや福利厚生、責任の対象になることを意味している。また、消防隊員には、常勤（フルタイム）のほか非常勤（パートタイム）の隊員もいるが、常勤の消防隊員は、消防の指揮を執り、業務を管理し、火災安全対策を監督する責任を有しているのに対し、非常勤の消防隊員は、業務を支援する任務であり、官吏の身分は有せず、指導的役割は持っていない。

消防隊員の採用については、大きくは警察の枠の中で採用され、その全体訓練を受けたのち、消防配属に伴う講習を行うこととされているようである。なお、カンボジア国内で行えない消防講習については、ベトナムなどで行っているとのことであった。

内務省、プノンペン都・各州の消防隊員は、すべて内務省の中央で管理された統一システムの中で運用管理されており、地方レベルの消防組織にある程度の自己決定権は認められていても全体的な調整と方針は中央（内務省）で決定・処理される。また、昇進や人事異動は、基本的には各消防組織の中で行われる。なお、緊急時や特別な任務など、必要に応じて地域間の人事交流（例えば、ある州からプノンペン都へなど）が行われることもあるという。

6 消防対応における内務省の役割と都・州消防との連携

カンボジア消防においては、消火や救助の消防活動は基本的にはプノンペン都や各州の消防組織で管理運用されている。そして、これらの地方消防組織は内務省の監督下で運営されている。地方の消防組織が日々のオペレーションを担当する一方で、内務省の警察消防救助局は、消火活動や緊急救助活動の全国的なオペレーションを行う任務を担い、火災消火や救助活動の調整と実施の責任を負っている。

内務省警察消防救助局は、それぞれの地域単位での日常的な消防活動や消防への取組を支援し、標準化された実践を保証するとともに、特に全国的な調整を必要とするより大規模な火災等の災害事案に対応するため、追加の資源・訓練・監視を提供する重要な任務を負っている。

内務省の火災・救助・災害の規模による関与のし方はおおむね次のようになる。

（小規模な事案の場合）…内務省の関与は最小限にしながら訓練や資源を支援し、地方の消防組織が対処する。

（中規模な事案の場合）…状況に応じて内務省が介入し追加の部隊、人員の応援及び地方消防

組織間の調整を行う。

(大規模な災害の場合) …内務省が主導的な役割を果たし、国の資源を動員し、専門チームを配備し、首都・各州を越えて全体の調整を行う。

このように、緊急事態の規模が大きくなるにつれて、内務省の関与・支援が大きくなっていく。この際、内務省消防部門～現場ラインの消防車両等について、常に地域に応じた十分な展開をすることには限界があるため、軍関係をはじめ各省庁・関係機関の車両・資機材等とも連携・協力しながら、火災事案の状況に応じて臨機に投入されていることには留意したい。

7 プノンペン都消防の状況

(1) 職員・車両等

① 消防職員(隊員)の状況(2025年4月現在)は、常勤(フルタイム)の職員は97人であり、このほかインターン約40人、アルバイト約40人が従事している。また、勤務体制については、24時間交代の2部制で警備に当たっている。これは人口200万人を超えるプノンペン都の消防を取り巻く現状からみて、極めて少ない人数で消防活動に従事しているといえる。

② プノンペン都消防本部の保有する消防車両数(2024年11月時点)は、ポンプ車50台、はしご車3台、その他6台となっており、救助車は保有していない。

また、消防車両の装備については、ホース(5～10本程度、管槍(2～3つ)、ロープ(数台にのみ積載)、三連梯子(数台の日本のポンプ車に積載)、空気呼吸器(各消防署に4つ程度)といった状況となっている。

【トピック】

2024年3月の本センター調査チームの報告では、プノンペン都消防本部視察の際に稼働していないように思われる消防車両が散見されることが気にかかったとのことだった。このことについては、その後、本章14(1)でふれる公益財団法人日本消防協会によるカンボジア消防技術援助の派遣団(2025年3月)関係者のお話でも話題になったところである。後日、同派遣団に参加された整備担当の方(東京消防庁装備部整備工場所属)からヒアリングをさせていただく機会を得たが、本センターとしてもカンボジア消防の今後にとって重要な課題のひとつと認識したところである。

本センターはこの分野の専門外であるためここでは詳しくはふれないが、関係者のお話を総合すると、例えば、車両・資機材の正しい操作方法と定期的あるいはその都度のきちんとした点検メンテナンス、点検結果の適切な評価と対処方法の診断、修理等整備対応とそのための人材・事業者の確保・育成、交換部品の入手あるいは手に入らない部品の海外も含めた取り寄せ等のチェックすべきポイントがあるように理解した。

もちろんこれらをカンボジアの消防組織で自己完結的にすべて行うことは無理であろうが、民間事業者や日本等海外からの協力支援等も含め消防(あるいはもう少し広い業界)全体として、より良い方向に改善していくことが今後に向けてとても重要なアプローチのように思えたところである。特に、現有消防車両から次世代に向かう消防車両には、コンピュータ制御も含め電子機器類が一層組み込まれることから、これらの新規・中古車両については、単なる消防車両の配備だけでないその後のメンテナンス対応は益々重要になっていくものと思われる。

(なお、前述派遣団の整備担当者のエピソードとして、現地でいくつかの不具合車両等の点検を実地に相談され、みごとに再稼働や的確な診断アドバイスを行い、現地の消防隊員たちから歓声があがったとお話も関係者からお伺いした。)

(2) 消防水利について（2024 年 11 月現在）

プノンペン市内の消火栓は120か所程度となっている。また、取水口は統一されておらず、差込式（町野式）とネジ式がある。カンボジア消防の大きな課題のひとつが水利の少なさである。そのため、基本戦術は水利につかず、水槽車（タンク車）とセットになった直近現場部署での消火活動（写真）になるので、長い距離をホース延長するケースは基本的には稀とのことであった。しかしながら、狭隘路や道路から火点が遠い場合には数多くのホース延長する場合もあるとのことであった。

ホースについては、日本製の他に低品質のホースを使用しており、破損が相次ぎホースが足りないケースもあるとのことであった。新しい消火栓は差込式が多いような印象を受けた。



水利となる消防車



送水中の水槽車



市街地の消火栓

(3) 消防戦術・消防応援について

ひとつの火災にどのくらいの消防隊が出場するかについては、目安や定義は設けられておらず、調査ヒアリングの中では火災の規模により大隊長が出場地域や台数を決めるとのことであった。

また、消防隊の増強体制について、例えば州を越えての広域応援は、プノンペン都と隣のカンダール州のケースでは、カンダール州の消防車両・消防隊員が少ないため、大きな火災の場

合はプノンペン都から応援部隊が出場するとのことであった。

(4) 救助技術の向上

プノンペン都では現在は救助隊未設置で火災救助のみであり、要救助者検索、応急はしご、はしご救出などを訓練している。2025 年中には救助隊を創設する予定であり、24 名のメンバーを選抜して専門訓練を実施しているとのことだった。一方で、現在の主な救助装備品は、ロープ、カラビナ、三連はしごのみで救助資機材が乏しく、日本も含め海外からの援助を期待している状況であった。

(なお、後述 14(3)の「プノンペン都消防本部での消防技術支援」の項も参照されたい。)



応急はしご訓練の様子



折りたたみ式はしごの操作訓練の様子

※プノンペン都消防本部（松崎氏）からの写真提供

8 緊急通報の仕組みについて

カンボジアでは、日本の 119 番に相当する消防の緊急通報番号は 118 番である。日本との違いは救急には対応しておらず、消防は救急搬送を行わない。後述 11 の項で救急業務についてふれるが、カンボジアの救急の緊急通報番号は 119 番（日本の消防と同じ）であり、別途、保健省管轄のプノンペン都・各州毎の通信指令センターを有する拠点病院の緊急通報ネットワークの中で使われている。日本の 110 番に相当する警察の緊急通報番号は 117 番である。

なお、消防の緊急通報番号は、かつて消防組織が完全に警察の組織内だったこともあり、もともとは 117 番から始まり、118 番が独立した番号として整備された経緯があるとのこと、いま

だに 117 番と 118 番のどちらにかけても消防の通報情報は伝わるということだった。今後、受信システム整備が進み、その高度化が行われることで、より専用の使い方にシフトしていくものと思われる。

カンボジアにおいて、消防における 118 番の緊急通報はすべて内務省が管理する中央指令管制センターで受電してその後の対応を速やかに調整し地方の現場消防署等につなぐ仕組みになっている。

通報から現場の消防署への指令の流れは以下のようになっている。

① 118 番コール受信

市民が 118 番（火災緊急番号）に電話 → 指令管制センターで受信

② 情報収集

指令管制センターのオペレーターが必要な情報（場所、火災の種類、怪我の状況など）を収集

③ 該当消防署の選択

指令管制センターにおいて上記②の情報に基づき対応を行う適切な消防署を選択

④ 該当消防署への通信連絡

指令管制センターから選択した該当消防署に緊急情報を送信

⑤ 現場出場

該当消防署はチーム、装備、車両を準備し、消防隊は現場出場

状況が解決するまで、指令管制センターと消防署の間で通信を継続し情報を共有

このほか、例えば、プノンペン都における消防の電話番号（666 番、012-999-999 番）のように、地方独自の消防関連業務のための電話番号を有している場合もあるが、このようにそれぞれ地元の電話番号あてで消防通報があった場合には、プノンペン都・各州消防本部の消防指令管制センターに直接つながり、そこから該当消防署に出場の指示が行くことになっている。

9 消防予算について

プノンペン都・各州の消防予算（財源）は、大きく次のように区分されている。

- ① 政府資金の配分 : 中央政府の資金で地方の消防組織に割り当てられるもの
- ② 地方資金 : 都・州がそれぞれの予算の中から消防業務の財源を確保するもの
- ③ 援助支援 : 例えば日本や各国、国連機関など海外からの国際援助・助成金
- ④ 都・州歳入 : 地方税や手数料の一部も消防業務の財源に充当

これらの財源で消防業務に必要な予算を確保している。

内務省は、国家予算の一部を消防業務のための財源として、都・州の消防組織に分配しており、以下の予算を確保することを保証している。

- * 人件費（消防職員（隊員）の給与と福利厚生）
- * 運営費（設備費、維持管理費、訓練費）
- * 施設整備費（新消防署の建設、既存消防署の改修・拡充）

以上であるが、今回の調査及びその後の照会では、カンボジア消防における中央政府の消防関連予算や都・州の同様の予算の具体的な額については、消防も大きくは公安部門に属するため対外的に公表されていないとのことで、資料を提供いただけなかったことはお断りしておきたい。

10 予防行政について

カンボジアにおいても、プノンペン都をはじめ全国の州都等の都市部において、年々高層建築物や大規模施設、危険物対象施設が増加しているところである。2024 年 2 月の日本国消防庁主催の国際消防防災フォーラム中でも、カンボジア側からプノンペン都を中心に全国で 20 階建て以上の高層建築物が 420 棟以上、40 階建て以上の高層建築物が 50 棟以上あるとの報告があり、ガソリンスタンドも 5,300 か所程度あるとの説明があったが、今後も年々、予防行政の重要性は確実に増していく。なお、高層・大規模な施設建物については、内務省が直接担当し、その他は州の担当とのことであった。例えば、建物は 5 階以上、3,000 m²以上、ガソリンは 1 万リットル以上の貯蔵施設、200 台以上の駐車場が内務省担当とのことであった。

(※なお、首都プノンペンにおいて、内務省とプノンペン都の役割分担については時間の関係で確認できなかった。)

(1) 立入検査について

消防法に基づく立入検査は、以下の対象用途・基準を含む火災リスクの高い建物に焦点を当てて行われている。

(建物の用途)

- | | |
|----------------|---------------------------|
| ① 公共の建物 | : 政府の建物、学校、病院 |
| ② 商業／工業系建物 | : ショッピングモール、ホテル、工場、オフィスビル |
| ③ 住宅 | : 大規模な集合住宅、高層住宅建物 |
| ④ エンターテインメント施設 | : ナイトクラブ、劇場 |
| ⑤ 重要インフラ施設 | : 空港、発電所 |

(その他の基準)

- | | |
|----------|--------------------------------|
| ・規模・収容人員 | : 一定以上の大きな建物か、収容人員の大きい建物か |
| ・火災の危険性 | : 火災リスクの高い施設か |
| ・過去の違反 | : 過去に安全上の問題があった建物か |
| ・法令遵守 | : 出口、警報器、消火器などの火災安全基準が満たされているか |

立入検査は消防検査官や状況に応じて技術担当を含む専門スタッフが現場検査を行う。これらのスタッフは、火災の危険性を評価し、火災予防規則の遵守を確認するための訓練を受けている。これらの対応スタッフの数は、地域の置かれた状況に応じてプノンペン都・各州によって配置されている。立入検査で違反が見つかった場合は、必要な措置と是正期限を記載した正式な通知を発行する。フォローアップの検査により法令遵守を遂行する。もし違反が是正されない場合は罰金あるいは法的措置を行い、公共の安全を確保する。

以上が予防行政における立入検査の取組の流れ・概要であるが、内務省消防当局の課題認識としては、当局側の限られた人員等のリソースの問題、不動産所有者によっては必ずしも協力が得られないこと、ケースによっては違反内容が複雑であることなどのため、検査の実施が難しくなっている実態があるという。現場での立入検査に完全に対処するためには、人員の確保と十分な訓練、多くの時間が必要になるものであり、現状では課題は多くとも消防当局による着実な取組の継続でより良い執行が行われていくことを期待したい。



大規模施設の立入検査風景



プノンペン市内の給油施設 … 整理整頓され大型消火器も設置

(2) 大規模施設の現状

プノンペン市内の大規模施設では、消防法に基づく該当する類似施設の火災安全基準がまだ整備されていないケースもあり、独自の安全基準で消防用設備が設置されている。施設関係者の説明では、多くはベトナムの安全基準に準拠し設置されているとのことであったが、一方で、例えば中国系の企業であれば中国の基準に準拠しているようである。安全基準の実態としては、ベトナム基準に準拠する場合は UL 規格や欧州の基準に近くなるものであり、日本企業であればベトナム基準に準拠しての設置であっても、日本製の消防用設備を使っているところもあるとのことであった。

今回の調査では、日系関係の大規模施設の視察をさせていただく機会を得たが、施設側自らが現地の中でより高い火災安全に対する意識を持ち、消防用設備の設置、点検維持管理、定期的な訓練の実施などを行っている様子がうかがえ、関係者の日頃のご尽力が強く印象に残ったところである。



大規模施設の消火設備

11 救急業務について

カンボジアでは、8の項で記したように日本とは異なり、消防は救急業務を所管しておらず、プノンペン都や各州の消防組織は救急搬送を担う救急車を所有していない。中央政府の省庁で見ると、保健省が負傷者や病人を搬送するための救急車サービス、現場での応急処置、患者の入院治療の調整などの救急医療を所管している。内務省は消防救助活動を担当し、保健省が救急医療に重点を置き、人々が適切な医療処置と搬送を受けられるようにそれぞれの役割を果たしている。

カンボジアの救急車は、そのほとんどが病院に所属し、救急車を保有する病院が救急要請に応じて出場している。

例えば、プノンペン都を例にとると、カルメット国立病院の受信部門（通信指令室）が代表して 119 番の救急通報を受け付け、同病院あるいは最寄りの救急車の配備された病院から救急車が現場に派遣される。救急搬送にかかる費用は無料である。また、地方については、プノンペン都のように大規模病院を有する州においては、救急車を活用した救急医療体制が整備されている地域も一定程度あるが、カンボジア救急医療の全体の状況としては、プノンペン都等の一部都市地域を除き、広い国土をカバーする救急医療体制は確立されておらず、救急車の配備、人材の育成、救急医療システムの構築、運営に係る財政負担等多くの課題を抱えているのが現状のようである。

カンボジアの救急医療システムの歴史²⁰について少しだけふれると、1993 年以降の新憲法下での新しい国づくりの中で、国際赤十字、カンボジア赤十字、フランス赤十字などによる 1990 年代後半から 2000 年初頭期にかけての救急搬送萌芽期からはじまって、2003 年以降のプノンペン地域における国立カルメット病院を中心とした 119 番通報による 24 時間対応の救急隊配備とその後の展開、保健省による救急医療システム構築への取組と 2009 年からのプノンペン地域における 119 番救急システムの統一と救急隊の拡大等、それぞれの時代における発展のステージを経て今日に至っている。交通事故の増大等や大規模災害・大規模事故等に対応する救急医療体制、救急搬送システム、病院前救護（プレホスピタル・ケア）体制等については取り組むべき課題が数多く残されている。

また、プノンペン都以外の地方では、州立の基幹病院のもとにプノンペンにおける 119 番救急通報システムのような独自の通信指令室を設置して救急車要請に対応している病院もあるが、絶対的な救急車不足や関係するマンパワーの問題、時間のかかる道路交通事情、運営に要する費用確保等の課題は、地方部においてはより以上に大きなハードルになっている。119 番のような通信連絡システムのない地域においては、地域の保健当局や警察の 117 番緊急連絡システムに頼って緊急通報や救急車の要請を行っている。また、村長等集落民の協力を得て地域の自家用車で搬送したり、タクシー等民間の車で搬送するケースも数多くあるようである。

日本の国立国際医療研究センター²¹や NGO 団体も含め各国の様々なチャンネルからの支援により、今後も救急車両の配備や救急隊員の人材育成等が進展していくことを期待したい。

なお、カンボジアの救急需要において、急速な経済発展に伴うモータリゼーションの進展（交

²⁰ より詳しくは「カンボジアの救急医療に関する調査報告書（2011 年 3 月）」笹川平和財団 P4～P8

²¹ 支援事業の具体的内容は、国立健康危機管理研究機構 HP (<https://kyokuhp.jihs.go.jp/activity/open/country.html#kkm>) のカンボジアの項 (2018,2019,2024) を参照。

通手段の変化（バイク・自動車の普及）と交通量の増大等）に伴い、交通事故も増大し、以下の日本国外務省からの注意喚起にみられるように、この課題への対応は今後も続くものと見込まれる。

○カンボジアの交通事情と交通事故について²²（日本国外務省 HP より抜粋）

カンボジアでは、車両数の増加に法規制や交通教育が追いついておらず、全般的に交通ルールの遵守意識が著しく低く、また運転手の技術も未熟であることが多く交通事故が多発しています。反対車線の走行、車線のはみ出し、飲酒運転、信号無視（歩行者及び自動車）、バイクによる歩道走行、違法駐車などは常時発生していますので、歩行時や運転時にはこうしたことを念頭に、基本的に相手が交通法規を守っていない前提で細心の注意を払ってください。

また、夜間は市街地を出ると照明が少なく見通しが悪いため、道路の陥没や人や動物の飛び出しなどに対応できず思わぬ事故に巻き込まれることがありますので、運転を伴う夜間の移動は極力控えるようにしてください。



12 他の消防組織による活動（軍消防について）

カンボジアにおける消防活動については、日本とは異なり、平時でも軍の消防が一般火災に出場している。法律上は、内務省が全国の消防を所管・管理しているが、軍独自の予算で設置することが可能とされ、2010 年代の訓練・人材育成、部隊の編成を経て、首都プノンペン等の消火・救助・救急活動で活躍している。

カンボジアにおける軍消防組織の先駆的取組でありそのトップリーダー格としては、カンボジア王国軍の首都・首相警護のための Brigade70（第 70 旅団）に所属する RRC（Rapid Rescue Company）711 部隊がある。2010 年の発足以降、日本の NPO 法人²³の熱心な長年にわたる指導・支援も得ながら訓練・技術研鑽を重ね、現在では、消火・救助・救急分野において首都プノンペン等で重要な任務を担っている。RRC711 部隊（以下、「軍消防」という。）の隊員は消防の担当として専任従事しており、軍消防の活動範囲は設置者（軍）に任せられており、具体的な出場範囲は、首都プノンペン及びカンボジア沿岸部の重要な国際港湾を抱えるシアヌークビルであるが、大規模災害となればカンボジア国内全域に出場しているとのことである。また、その他の州の軍組織にも、若干の消防車両が配備され消防としての活動が行われているケースもあるよ

²² 日本国外務省 HP「カンボジア安全対策基礎データ」より。

²³ NPO 法人・日本国際救急救助技術支援会（JPR:Japan International Paramedical Rescue Technical Cooperation Corps）

うにうかがえるが、その実態は公表されていないため、本書で今回は必ずしも正確な記述を行えないことをご了承願いたい。

大規模災害（水害等）については軍と保健省等が担当するとともに、活動内容により中央政府の各省庁が連携・協力して対応している。（後述 14 の自然災害の項も参照されたい。）

火災覚知から現場出場までの軍消防の動きについては、直接軍消防への火災通報はなく、出場は警察無線を傍受して出場の要否を判断して行っているとのことであった。大規模な火災はもちろんのこと、小規模な火災（小火程度）のケースでも状況に応じて出場するケースもあり、また、内務省ラインの消防組織では、救急搬送業務を担当していないが、軍消防においては、日本と同様に救急搬送も行っている。特に、年々経済発展を遂げ都市開発も進むプノンペン首都圏においては、車両・バイクの増加・渋滞等による交通事故等も増大しており、救急搬送単独の業務のほか、火災と救急、救助と救急などの消防と連携した病院前救急に関わる対応も含め、救急業務活動範囲がプノンペン首都圏に限られているとはいえ、火災・事故等と救助・救急のシームレスな連携は、将来めざすべき理想の姿として、カンボジア消防においても時間はかかってもお手本となる取組といえる。

軍消防の行う消火活動においても、乏しい水利環境は当然共通している。水槽車（タンク車）を水源として、ポンプ車などで放水しており、内務省の消防組織と同様の消火戦術がとられている（タンク水を使い切ると直近の川などからピストン輸送で給水）。

また、2016 年からは、シアヌークビルにある政府設立のカンボジア・日本友好防災学校では、JPR の支援等も得て育成された指導教官たちのもと、消防・警察・軍の関係職員に対して消防・救助・救急の専門教育・訓練を実施し、これからのカンボジア消防を担う人材の育成に務めている。



海外からの支援も得て配備されたカンボジア王国軍 RRC711 部隊消防車両

※JPR からの写真提供

13 ボランティア消防組織について

プロフェッショナルな常備の消防組織が日本のように十分に整備されていない中であって、カンボジアにおけるボランティア消防組織の育成は将来に向けて取り組むべき課題といえる。現状としては、日本の自衛消防隊のように位置づけられる、企業からの任務として任命された隊員が建物を火災から守るための活動が先行して行われている。この取組の今後の普及拡大を手がかりにしながら、まだ行われていないコミュニティレベルのボランティア消防組織の活動が将来的には全国に広がっていくことを期待したい。

(1) 自衛消防組織について

企業関係では、工場・商業施設・ホテル等で自衛消防隊員に任命された者が給料を支給されながらその任務に従事しており、ボランティア消防組織としての運営規程を有し、対象となる建物施設において対象者に対する訓練が行われている。訓練については、依頼があれば消防当局から担当官が派遣されることもある。訓練を受けた者・グループに対しては証明書（サーティフィケート）が発行され、個人にあっては、例えば転職する際には、その技術が生かされるようにしているとのことである。

なお、このような企業のボランティア消防組織は、2024 年の調査ヒアリング時点では全国に 21 か所あり、隊員は 633 名とのことであった（漏れのないデータかどうかは確認できていない）。



消火訓練風景



証明書の発行

※内務省警察消防救助局からの写真提供

今後も産業経済の活発化、都市開発の進展、観光産業振興等に伴って、防火や初期消火への自衛消防組織の果たす役割・期待は着実に大きくなっていくものと思われる。とりわけ、プノンペン都や各州都、国際観光都市、産業集積都市等の人口集積の進む都市地域を中心に集客施設や高層オフィス等の大型施設においてその必要性は一層高まっていくことが見込まれる。企業・事業者における自衛消防隊的な組織の育成・拡大を行うため、消防当局から企業への積極的な指導と関係者の自主的な取組・協力はもちろんのこと、特に日系企業も含めた外資系等の先行する企業の自立的取組をモデルとして、地元企業への普及浸透が図られ、自衛消防組織が全国に着実に広がっていくことを期待したい。

(2) コミュニティレベルのボランティア消防組織について

ボランティア消防組織の育成については、もうひとつのアプローチがある。それは、日本の消防団のように地域のコミュニティレベルでの防火や初期消火に参画するボランティア消防体制とその活動である。この分野の取組は、長い歴史を持ち、関係者の弛みない努力により日本の地域社会に定着している我が国とは異なり、より高いハードルがあるように思われる。

一方で、カンボジア消防の関係者たちにもその価値と必要性が認識され始めている。カンボジア中央政府としての問題認識の一端について、ここ数年のカンボジア地元新聞の報道記事等

から以下に紹介する。

Sar Kheng 内務大臣（当時）の指示内容や内務省の Neth Vantha 警察消防救助局長の関係報道での発言内容によると、住宅火災や企業等の建物火災においては、中央政府（内務省）を中心に集権的な体制がとられているプロフェッショナル集団としての消防部隊が現場到着する前に、“いかに地域の現場で迅速に火災発生の初動対応ができるか” がとても重要になるとの消防当局の強い思いがうかがえる。そして、このためのアプローチとしては、地域の置かれた状況が違う都市部と地方部の双方において、それぞれに合ったかたちでボランティア消防活動を根付かせ、根気強くこれを継続発展させていくことが重要になるとの認識が伝わってくる。

2021 年 10 月の現地メディアでの内務省幹部の発言²⁴を紹介すると、地方部の地域レベルのボランティア消防組織の将来の姿としては、活動拠点となる場所に依拠して、小規模な村落では 15 人、中規模の村落では 30 人、大規模な地域では 60 人規模の分隊がボランティア消防隊員によって組織され、各分隊には訓練を受けた予備隊も配置されるような構想への期待を持っているようである。これは、まさに日本の消防団に相当するボランティア消防組織の育成といえるものである。

今回の調査を通じて、内務省消防当局者からは、様々な乗り越えるべき課題はあるが、日本をはじめとする諸外国の先進事例に学びながら、時間はかかっても地方の現場レベルにボランティア消防組織を育成定着させていきたいとの意気込みが感じられたところである。

一方で、この分野の取組への内務省消防当局者の率直な思いとして、現状、地方部のボランティア消防組織の育成には、主に財政的制約により大きな課題に直面しているとのことであった。具体的には、訓練、装備、インフラづくりの資金不足のため、ボランティアの育成や組織のネットワークづくりに着実に取り組んでいくことが難しい悩みである。このような状況にはあるが、内務省消防当局者からは、

資金の確保	：ボランティアプログラムを支援するための財源確保の手段の検討
訓練と設備	：資金の確保に努めながらボランティアに訓練と必要な設備の提供
コミュニティの巻き込み	：財政的困難はあってもボランティア消防活動の重要性についての地域社会の意識の高揚

に前向きに取り組んでいきたい。地域の消防団のボランティア組織の育成への取組について、いまは実績がほとんどなくとも、地域レベルの火災安全の向上に不可欠な政策として、引き続き頑張っ取り組んでまいりたいとのことであった。

このような取組は、万国に共通するところでもある。常備の地方消防組織が十分に整備されていないカンボジアの地方部においては、コミュニティレベルの一人ひとりの行動変容と初動の対応は、本来、地域の防火防災力向上に大きく寄与するものである。時間はかかってもこれからの一步一步の地道な取組に期待したいところである。

本項に関しては、次項 14 にその概要を紹介する早稲田大学と一般社団法人日本消防ポンプ協会によるシェムリアップでの防災プロジェクトも参考にしていきたい。

²⁴ 2021 年 10 月 28 日付け KHMER TIMES “Volunteer firefighter departments to be formed”
記事 Sar Kheng 内務大臣（当時）及び内務省 Neth Vantha 警察消防救助局長コメントより。

14 カンボジアでの消防活動支援事例のご紹介

カンボジアでは、国際協力機構（JICA）をはじめとする我が国の政府関係機関や公的法人・NPO 団体、関係企業・消防関係者、大学等が、様々なかたちで現地における消防活動支援を行っているが、ここでは現地の情報収集等でお世話になったいくつかの団体等をご紹介します。

（１）日本消防協会による ODA を活用したカンボジア王国消防技術援助

公益財団法人日本消防協会では、1984 年から 40 年余りにわたり、開発途上国に対し、日本各地の消防本部等で使われた消防車両等を万全に整備したうえで無償で寄贈する国際援助事業を行っている。カンボジアへの支援事業の取組は早く、1991 年のパリ和平協定の 2 年後の 1993 年以降これまで、合計 29 台の消防車両を寄贈し、同国における消防力向上に長年にわたり大きく貢献をしてきている。直近の取組としては、2025 年 3 月に ODA 事業を活用して大型ブローカー車 1 台（消防庁が使用していた車両）を寄贈するとともに、総勢 5 名のチーム（うち東京消防庁から 2 名）を派遣し、プノンペン都消防において寄贈車両の使い方等の訓練のほか消防技術援助を実施している。この寄贈・訓練の様子は日本消防協会の機関誌「日本消防」（2025 年 6 月号）に掲載されており、詳しくは同協会の HP により同機関誌の該当項目を参照されたい。



寄贈車両をバックにした集合写真とこの機会に併せて実施した様々な訓練の様子

※日本消防協会からの写真提供

(2) 特定非営利活動法人日本国際救急救助技術支援会（JPR）

開発途上国への救急救助・防災技術支援を行う特定非営利活動法人日本国際救急救助技術支援会（JPR）のカンボジアへの関わりは、正井潔名誉理事長（当時理事長）により 17 年前に始まり、2008 年 6 月から 7 月の第 1 回カンボジア先行調査をプノンペンで実施して以降今日まで、カンボジアにおいて定期的・継続的な消防活動支援を行ってきている（現在は播磨賢理事長）。特に、本章 12 の項に記述したカンボジア初の災害派遣ユニット、Brigade70 Rapid Rescue Company : RRC711 部隊（軍消防）の設立当初から指導を行い、真のプロ集団の結成、命の貴さを知り、使命感とプロ意識を持った消防のプロ組織を立ち上げることに尽力している。さらに 2016 年には、シアヌークビルカンボジア・日本友好防災学校で JPR の支援を得て専門教育を実施しており、RRC711 部隊が経験値を積むために、スキルアップのための教育を継続しているとのことであった。

カンボジアに関する今日までの JPR の活動紹介は、HP (<https://www.jpr.gr.jp/combodia-rescue>) を参考にされたい。

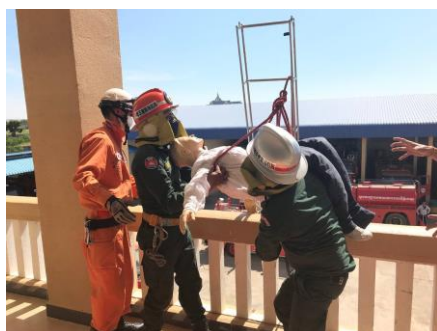


シアヌークビルカンボジア・日本友好防災学校での訓練風景と RRC711 部隊の火災現場活動

※JPR からの写真提供

(3) プノンペン都消防本部での消防技術支援

プノンペン都消防本部の専属指導員・アドバイザーである松崎真行氏（市川市消防本部 OB）は、10 年ほど前から現地に在住し、消防救急技術の国際支援活動を行ってきている。2021 年からはプノンペン都消防本部と消防技術支援等の覚書（MOU）を結び、同本部所属の消防隊員に対してより緊密な救助技術を指導している。消防資機材の不足等の必ずしも恵まれない環境下にあって、2025 年に 24 名編成の救助専門部隊を編成するべく、訓練・技術指導に取り組んでいる。



プノンペン都消防本部での訓練風景

※プノンペン都消防本部（松崎氏）からの写真提供

(4) シェムリアップ市での防火防災プロジェクトの取組

早稲田大学理工学術院の長谷見雄二名誉教授の研究室は、一般財団法人日本消防ポンプ協会の協力を得て、JICA の草の根技術協力事業を活用してアンコール遺跡の所在するシェムリアップ州の州都であり国際観光都市のシェムリアップ市のオールドマーケット地区において、日本の消防団をモデルとした活動の構築をめざしコミュニティレベルの自衛消防隊（カンボジア初の消防団ともいえる活動組織）の結成と技術指導を行ってきている。これまでの現地訪問及び現地との携帯端末等を活用したオンライン映像も交えた継続的なフォローアップ指導で成果の定着が図られ、地元人材の育成等に画期的な成果をあげている。本プロジェクトは、カンボジアの地方都市の状況に適した、身の丈に合った現場発の経済的かつ機能的な防火防災の仕組みづくりと人材育成のモデルを開発することでめざしており、この取組をモデルとしたカンボジアでの今後の発展展開に注目したい。

○シェムリアップ市での防火防災プロジェクトの取組について²⁵

早稲田大学によるアンコール遺跡バイヨン寺院修復事業への長年の取組で培ってきた信頼関係を背景として、同大学の長谷見研究室では、2015 年からシェムリアップ市オールドマーケット地区で災害リスク調査と防災戦略に関する研究を開始した。2017 年にはシェムリアップ州との間で協定締結し、2019 年からは、コロナ禍を挟んで主に JICA 草の根技術協力事業（2021～23 年度）を通じて、日本消防ポンプ協会と連携しながら実践的な防火防災プロジェクトを推進してきている。

取組内容としては、観光業に多くの事業者・個人が携わるオールドマーケット地区において、地域防災力を向上させるため、取水可能な隣接の河川水利を利用した消防ポンプ基地を設置するとともに、マーケットの警備員やホテルの従業員等を主体とした自衛消防隊の結成と訓練を行い、常備消防隊と連携して迅速な消火活動開始を可能とすることをめざすものであった。

また、オールドマーケット地区のショップハウス（フランス植民地時代に建てられた文化遺産）における住宅用火災警報器を用いた早期火災検知・消火システムの構築による防火防災対策、同地区内の店舗における防災情報台帳の作成と小規模な店舗が密集することでの火災発生・延焼・避難障害のリスクを適切に管理するための誘導体制の構築に取り組んでいる。

以上のように、カンボジアの公共消防力が弱い現状を踏まえ、これを補う実効ある戦略といえるものである。



地元自衛消防隊による可搬消火ポンプ放水訓練



消火ポンプ基地

※早稲田大学長谷見研究室からの写真提供

²⁵ プロジェクトの内容については、日本国消防庁主催のカンボジアでの国際消防防災フォーラム（2024 年 2 月）での発表資料を参照されたい。

https://www.researchgate.net/publication/379434705_Fire_Prevention_Project_in_Siem_Reap_kanbojiawangguoshemuriappushidenofangzaishiyenoqurizumi

第4章 カンボジアの災害概況

1 カンボジア国内の火災状況

近年におけるカンボジア全土の火災件数等の状況は次のとおりである。

(内務省消防当局では、2021年以前の統計データは整理できていないとのことであった。)

2022年 火災件数：618件 死傷者：17人が死亡、59人が負傷

2023年 火災件数：761件 死傷者：54人が死亡、97人が負傷

(※前年から、火災件数は20%増加し、死傷者は大幅に増えている。)

2024年 (1月1日から8月20日)

火災件数：602件 死傷者：15人が死亡、45人が負傷



消防隊による現場消火活動の様子

※プノンペン都消防本部からの写真提供

2 大規模火災の事例

(1) シェムリアップ市ディスコクラブ火災

2021年12月1日午後7時30分頃(現地時間、以下本項同じ)、シェムリアップ州シェムリアップ市スヴァイダンクム区・タプルビレッジのアジアプラザマーケット内にあるエリートディスコクラブで大規模火災が発生し、警備員2人と歌手1人の計3人が死亡、DJ1人が重傷を負った。この火災は地下室のクラブで発生し、小さな入り口が一つだけだったため大きな困難を伴う消火活動となった。消防車10台(国家消防3台、消防本部1台、軍消防2台、文化遺産警察部隊1台、アンコール遺跡保護管理機構2台、シェムリアップ国際空港1台)による3時間以上の懸命の消火活動により鎮火し、近隣建物への延焼を食い止めている。

火災調査の結果、火災当日前の3日間店を閉じ、営業再開のためにスタッフがナイトクラブの機器をテストしていた際に電気ショートが起きたために火災が発生していることがわかった。なお、スタッフが消火器を使って消火しようとしたが鎮火できなかったために消防署に通報したとされる。

この事案は、特に電力消費量の多い施設では電気安全基準を遵守することの重要性を浮き彫りにした。

なお、シェムリアップでは、2014年11月にもナイトクラブで火災が発生し、外国人観光客を含む5人が死亡しており、火災原因も電気系統の故障であった。

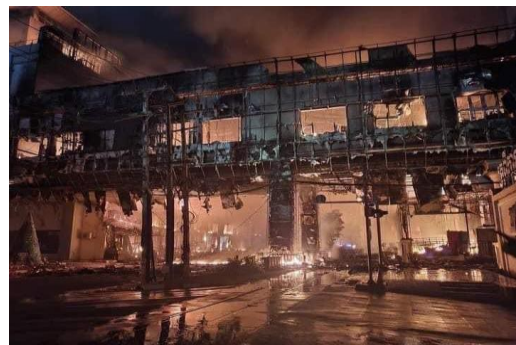
(2) ポイペト市リゾートホテル&カジノ火災

2022 年 12 月 28 日午後 11 時 30 分頃、バンテアイミアンチェイ州の国境の都市ポイペトにあるグランドダイヤモンドシティ・ホテル&カジノで壊滅的な火災が発生し、17 階建てのホテルとカジノの複合施設が全焼している。

この火災で、タイ人 17 人、マレーシア人 1 人、ネパール人 1 人、中国人 1 人を含む少なくとも 27 人が犠牲となり、100 人を超える負傷者となった。ポイペトはタイ側の都市アランヤプラテートに隣接し、国境間の貿易や観光が活発で、タイでは認められていないカジノがタイ人はじめ外国人に人気のカジノ都市として知られている。

この火災は、12 時間以上経過した翌日の午後 2 時頃になってようやく鎮火している。消火に多くの時間を要したのは、複雑な建物配置と消防設備・救助避難設備の不足により、消火・救助作業が難航し火災が拡大したためであった。この火災ではカンボジア側の関係部隊とともに、カンボジア当局からの支援要請を受け、タイ側の消防隊も出場し、協力して消火・救助活動にあたっている。当時のメディア報道等によると、11 台の消防車その他関係車両と、360 人の消防・警察・軍等の対応要員が派遣されたほか、タイ側からも消防車 5 台、救助車 10 台が派遣されている。

火災調査の結果、新年の飾り付けで電力が過剰に消費され、電線が過熱し電気障害を伴い火災につながったことが判明している。この火災事案は、大規模娯楽施設において、特にイベントや装飾のための電気使用量が増加している時期に発生する重大なリスクを浮き彫りにしたものとされている。また、高層ビルへの十分な消防設備設置と迅速な消防車両派遣の必要性を改めて強く認識させることとなった。



ホイペト市での大規模火災の様子

※内務省警察消防救助局からの写真提供

(3) その他の主な火災事例

- ・2023 年 7 月 1 日夜、首都プノンペン中心部の改装中のナイトクラブ（建物 5 階）で火災が発生し、作業員 8 人が死亡している。全員が窒息死であった。地元当局によると、火災原因は電気配線のショートが原因とされる。
- ・2024 年 11 月 3 日午後 10 時 30 分頃、バットアンバン州バットアンバン市の市場の上階で火災が発生し、150 軒の店（屋台）が全焼した。消防隊は消防車 13 台を投入して消火にあたり、午前 4 時ごろには鎮火している。

○カンボジア・ベトナム・ラオスの消防連携について

2024年3月29日にベトナム・ダナン市で開催された第1回カンボジア・ラオス・ベトナム公安・内務大臣年次会合の一連の行事の中で、注目すべきワークショップとして、3か国の警察消防部隊及び救助部隊のよる合同訓練が実施された。

訓練内容は、国境地域で交通事故、化学事故、石油タンカー火災に対処するためのものであった。訓練にあたり、開催地を代表してベトナムのト・ラム公安大臣兼政治局員（当時、現ベトナム共産党書記長）は、「この度、3か国の警察消防・救助部隊の参加を得て、消防救助計画訓練を実施する運びになった。訓練計画の展開・構成は、3か国の国家安全保障・規律・社会の安全を確保するための任務の実施を調整するという、現実的な要件を満たす極めて実践的なものである。各国の警察消防・救助部隊が経験を共有し、互いに学び合い、火災、爆発事案、事件・事故の状況に対処するための戦術・技術・戦闘能力を向上させる貴重な機会である。」と述べている²⁶。

実際の消火活動においても、例えば、カンボジア・スバイリエン州とベトナム・タイニン省の合同消火活動事案のように、国境を接するお互いの州・省等との間で消防分野の協力例がみられるなど更なる成果が期待されている。

3 カンボジアの自然災害について

カンボジアは、東南アジアの中でも概して災害に弱い国のひとつであり、年間を通して季節的に洪水や干ばつの影響を受けている。気候変動に対するカンボジアの脆弱性は、ASEAN 諸国の中でも内戦が続いた後発の開発途上国として、人口の約8割が農村部に居住する農業国であるという特性とも関連している。そして、適応能力の弱さ、インフラの未整備、制度の不足が気候変動に対するカンボジアの脆弱性を悪化させているといわれる²⁷。

2024年のカンボジアの自然災害の状況²⁸をみると、落雷、強風、洪水などの自然災害により、少なくとも102人が死亡、96人が負傷している。国家災害管理委員会（NCDM : The National Committee for Disaster Management）の報告書によると、2024年の1年間で落雷が125回発生し、68人が死亡している（2023年は84人）。同年は、洪水もまた大きな災害となり、ケップ、カンポート、コンボンチュナンを除く22州が被災し、バンテアイミアンチェイ州、ポーサット州、バットアンバン州、クロチェ州、コンボンチャム州、トゥボーンクモム州、コンポントム州、プレアヴィヒア州の被害が大きかったとされる。洪水により、59,250世帯以上が被災し、1,758世帯が避難を余儀なくされ、27人が死亡、2人が負傷している。2.2万戸の住宅、100校以上の学校、40以上の仏塔が洪水被害を受けている。

これらの課題に対処するための継続的な取組として、NCDMは国防省及び16の災害対応部隊と協力して、備えを強化し、緊急対応体制を改善している。第3章3の項でもふれたように、災害管理（防災）に関する法律としては、2015年に包括的な災害管理法（Law on Disaster Management）を制定し、災害への備え、対応、復旧のための強固な法的枠組みのもとに各般の対策が実行されており、中央政府・地方の消防組織においてもこのような全体の制度・政策体系の枠組みの中で現場活動に従事している。

²⁶ 2024年3月29日 22:51 付け Việt NamNews 記事「Việt Nam, Laos, Cambodia hold joint firefighting, search, rescue exercise」より。

²⁷ 世界銀行「Climate Change Knowledge Portal」カンボジアの項より。

²⁸ Khmer Times2025年1月10日付記事「Natural disasters claim over 100 lives in Cambodia in 2024」より抜粋引用。

中央政府から地方行政に至る災害対応の組織²⁹としては、首相を長とする NCDM が中央調整機関として機能し、NCDM 事務局は国家レベルの防災活動を主導・調整している。災害管理は、州災害管理委員会（PCDM）、地区災害管理委員会（DCDM）、コミュン災害管理委員会（CCDM）を通じて分権化されている。村落災害管理グループ（VDMG）は草の根レベルで活動し、地域の防災活動に積極的に参加している。



消防部隊の自然災害対応活動

※内務省警察消防救助局からの写真提供

²⁹ アジア防災センターHP「加盟国の防災に関する情報」カンボジアの項より。

お わ り に

～「カンボジア消防のいま」をあすにつなぐ～

今回、本センターとして初めてカンボジアを取り上げました。消防を巡る行政組織体制や現場の消防活動の諸環境がまだまだ発展途上にあり、様々な課題に直面しながらも懸命に消防に関する制度・政策の立案・実施や現場での消防活動に取り組む一端を少しでもご紹介できればとの思いからの取組のスタートでした。そして、本報告書の「はじめに」でもふれたように、大変な苦難・困難を乗り越え今日まで歩んできたカンボジアの国と人々、何よりもカンボジア消防人の皆様に思いを馳せることも、私たちにとって価値あることではないかと考えています。

このことは、我が国の消防人の今日までの歩みと事績を振り返るきっかけにもなるように思えたからです。

もちろん、我が国の消防は長い歴史を持ち、消防に関わる先人たちの弛みない努力と功績のうえに今日の日本消防があります。「いま」の私たちの目線や基準でみれば、カンボジア消防がいかに遅れているかや足りない点をいくつも指摘することができます。

例えば、カンボジア全土の現場の消防部隊の人員・車両・資機材等の数量が圧倒的に足りない現状の中で、私たち外部者が更なる増強の必要性を声高に指摘しても時間が必要なこと。さらに車両等のメンテナンス・修繕整備体制にも多くの課題があること。消火栓の整備状況が悪く防火水槽もないなど水利環境にハンディがあること。このため水槽車を活用した消火戦術や消防用ホースの延長等に頼らざるを得ず、現状の努力のなかでは限界があること。立入検査の担当が消防隊と兼務をしている状況の中で、予防担当者のスキルアップ・要員の確保を訴えても、現実に行きとめることや目の前の火を消す優先度との狭間の中で悩みも抱えていること。そもそも大本の基本法である消防法に基づく詳細な規制基準や設置基準がまだ整備途上であり、いわゆる建物・施設施行者の任意の安全基準で安全が担保せざるを得ない状況を早急に理想のかたちに持っていくことは難しいこと。さらには、火災原因の第一は電気関係とされるが、木造住宅などが密集していたり、可燃物と火源が隣接していたり、避難にも使われる路地の狭隘・雑然等の生活環境に囲まれている中で、電気器具や火気の取扱い、それらのメンテナンス等乗り越えるべき課題が多々あること。等々です。

しかし、このようにハンディのある恵まれない環境下にあっても、その国の当事者の皆さんが自ら、未来に希望を持って懸命に日々を行動し、今日よりも明日への向上を目指していくことはとても尊い価値のあることだと思います。

このようなカンボジアの現状に思いをいたしながら、「もし私たち自身がカンボジア消防の当事者だとしたらどう行動していけるだろうか」と問いかけてみることも意義あることのように思うのです。もちろん、もう一歩進んで、カンボジア消防に対して何か貢献できることはないだろうかと思いを巡らすこともあるかもしれません。日本からの ODA 関連をはじめとする様々な国際協力等も継続的になされていくことと思いますが、将来的には、日本の様々な消防関係の事業者も含め、両国にとってウィンウィンの更なる友好関係が花開いていくことに期待を込めて、両国の関係の皆様々にエールを送らせていただきます。

〈ご協力・お世話になった方々への謝辞〉

最後に、本書の取りまとめにあたって、それぞれの活動分野について貴重な情報を頂戴した方々をご紹介します、お礼とさせていただきます。

日本消防協会による 2025 年 3 月のカンボジア派遣チームの皆様には、プノンペン都消防本部への消防車両の寄贈と現地での訓練実施や車両の整備実態等の様子をお伺いするなど大変お世話になりました。プノンペン都消防本部の専属指導員・アドバイザーの松崎真行氏には、本センターによる現地調査後の追加情報の収集・確認で大変お世話になりました。また、特定非営利活動法人日本国際救急救助技術支援会（JPR）の播磨賢理事長からもこれまでの取組について有益な情報提供をいただきました。早稲田大学理工学院の長谷見雄二名誉教授には、カンボジアでは初めてともいえるシェムリアップ市オールドマーケットでの地元ボランティア消防組織（消防団）育成の取組等の貴重なお話や映像資料で現地の様子をお伺いしました。関係のすべての皆様から感謝とお礼を申し上げます。

《参考法令》

○消防法【カンボジア内務省提供資料による英語版消防法条文】

Promulgate

The Law on Fire Prevention and Firefighting which the National Assembly adopted on May 7, 2013, on the 9th Session of the National Assembly Meeting of the 4th legislative mandate, and the senate completely agreed to these formalities and legalities without any change on May, 2013 on the Extraordinary General Meeting Session of the 3rd legislative mandate, with complete contents as follows:

Kingdom of Cambodia

Nation Religion King

LAW ON FIRE PREVENTION AND FIREFIGHTING

2013

CHAPTER 1

GENERAL PROVISION

Article 1.

The purpose of this law is to promote the fire prevention and firefighting with the aim of protecting the life, property, environment, security, public order, and social safety.

Article 2.

The goal of this law is to determine the responsibility of everyone and conditions and means of fire prevention and firefighting.

Article 3.

The Scope of this law covers all activities of fire prevention and firefighting in the Kingdom of Cambodia.

Article 4.

Important terms used in this law have the following definitions:

- Fire refers to a case of fire occurrence and it is uncontrollable which might be harmful to life, property and environment;
- Fire prevention refers to preparation and implementation of conditions and methods to ensure safety and to prevent fire;
- Fire prevention and firefighting system refers to equipping of technical equipment inside and/or outside the target and various methods for fire prevention and firefighting and rescue;

- Methods refer to vehicle, equipment, material, tools to be used for fire prevention and firefighting;
- Flammable or explosive place refers to a place storing and using flammable or explosive substance;
- Flammable or explosive substance refers to liquid or solid substance, gas, chemical substances, flammable or explosive goods or raw materials;
- Firefighting refers to fighting fire and preventing it from wide spreading by using forces and methods of firefighting and use of all various other means;
- Firefighting area refers to the place where fire is happening or exposed to fire and the competent authorities are operating firefighting;
- Target refers to various places and means of transport where fire may happen.

Article 5.

Any act which might lead to fire is prohibited.

Article 6.

Everyone living in the Kingdom of Cambodia is obliged to take part in activities of preventing and fighting fire.

CHAPTER 2

COMPETENT AUTHORITY

Article 7.

The Ministry of Interior has its competency to propose and issue a principle, methods, training and skill training on fire prevention and firefighting.

Article 8.

The responsible persons at targets shall bear direct responsibility for operating the fire prevention and firefighting;

Police Unit of Fire Prevention and Firefighting shall provide immediate response to the request or intervention to all targets where fire is happening;

Various conditions and methods on fire prevention and firefighting at targets and fire prevention at the residence of everyone shall be determined by Prakas of the Ministry of Interior.

Article 9.

Operation of fire prevention and firefighting, inspection, certification of acknowledgement of fire prevention system at the target, temporary halt of activity at the target, or any activity which lacks of conditions and rules of fire prevention and fire fight, inspection and observation of the scene, conducting autopsy shall be under the competency of the Ministry of Interior with the General Commissariat of National Police as its auxiliary.

Article 10.

The responsible persons at the targets shall participate in helping rescue and fight fire which happens near their targets, except within the military base or for the purpose of keeping confidentiality of national security or in the embassy, consulate, place of foreign representative, residence or representative place of international organization who needs to request for help .

Article 11.

All targets and all medias shall have programs to advertise, educate and promote the understanding of rules of fire prevention and firefighting.

Article 12.

Cooperation in providing assistance to firefighting and/or request for assistance to firefighting to/from other countries and various international organizations shall be under the competency of the Royal Government with the Ministry of Interior as the auxiliary.

Article 13.

February 22 every year has been set as the National Day of Fire Prevention and Firefighting.

CHAPTER 3 **FIRE PREVENTION**

Article 14.

Storing, transporting, controlling, selling, using inflammable substance, explosive substance, source of fire and source of heat which might cause fire, shall comply with various conditions and methods on fire prevention and firefighting which are determined by the Sub-Decree as per the request of the Minister of Interior after there is an approval from relevant skilled authorities.

Article 15.

Producer, businessperson and transporter of fuel, inflammable or explosive substance shall obtain a Certificate of Skilled Training on Fire Prevention and Firefighting. The training on skills for fire prevention and firefighting and provision of the certificate shall be determined by Prakas from the Minister of Interior.

Article 16.

Retailing of fuel or inflammable gas by people for supporting their daily living shall comply with various conditions and methods on fire prevention and firefighting as stated in Article 14 of this law.

Article 17.

Target of storing, producing and processing fuel, processing inflammable or explosive substance shall be located at a place where it is guaranteed that it will

not cause any risk to the urban area. Targets where authorizations have been given shall comply with conditions and methods of fire prevention and firefighting as stated in Article 14 of this law.

Article 18.

All urban areas shall have master plan filed at the Police Unit of Fire Prevention and Firefighting.

All constructions shall be guaranteed that there is plan of fire prevention and firefighting prior to starting the construction process.

Classification of construction and target that are required to obtain plan of fire protection and firefighting system shall be determined by a Sb-Decree in accordance with the request from the Minister of Interior and the Minister of Land Management, Urban Planning and Construction.

Article 19.

Inspection and issue of certification on quality, effectiveness of prevention and firefighting system to the target shall be made once every two years. In necessary case, the owner of the target may request the inspection prior to its determined date.

The form and procedure for inspection and issuance of certification regarding the quality and effectiveness of the fire prevention and extinguishing system shall be determined by a proclamation (Prakas) of the Ministry of Interior.

Article 20.

At every organization of big ceremonies where many people are gathering, the organizers or the managers or the responsible persons of the ceremonies shall cooperate with the Police Unit of Fire Prevention and Firefighting in order to make a plan for fire prevention and firefighting and evacuate people in case of fire.

CHAPTER 4 **FIREFIGHTING**

Article 21.

In case of fire occurs, the officer directing and leading the firefighting police shall be entitled to:

- To determine the firefighting operating zone and prohibiting zone for access and going across, and cooperating in protecting security, order, public order;
- To mobilize forces of people aging from 18 years old and older and various methods for rescuing people's lives and properties and providing assistance to firefighting.

Article 22.

When the fire occurs, the leader of the police officers operating the firefighting shall take every action for firefighting with the aim of immediately rescuing the

people's lives and properties.

Article 23.

Anyone who has known about fire and has seen fire occurring or about to occur shall immediately give notice to the competent authorities or police officers of fire prevention and firefighting at the nearest in order to take action for solving it in a timely manner.

When the fire occurs, and the fire prevention and firefighting police is not yet present, the responsible person at the target or on-spot competent authority shall take immediate action to help rescue the people's lives and properties and provide assistance to firefighting.

Various relevant ministries, institutions and authorities, after having received the request for intervention, shall give an immediate response.

CHAPTER 5 **PROTECTION**

Article 24.

For any agent of the fire prevention and firefighting police officer or any person who sacrifices his/her life or is injured and affecting his/her health or be subject to a long-life disability during the operation of firefighting, the State shall bear responsibility for giving a political solution by providing dignity and treatment for free of charge.

Any compensation for damage to property as stated in Articles 21 and 22 of this law shall be under the State's burden.

Article 25.

The State shall be responsible for dealing with shelter and temporary residence and social livelihood to any victim of fire.

Article 26.

The State shall encourage donor, national and international organizations to help sponsor and rescue the victim of fire.

CHAPTER 6 **PENALTY**

Article 27.

Any fire competent authority who lacks of responsibility, fails to fulfill obligation or not properly fulfill his/her obligation of firefighting leading to serious damage to property which belongs to the other persons, that fire competent authority shall be punished by being imprisoned from 6 (Six) months to 2 (Two) years and subject to a fine of 1,000,000 (One million) riels to 4,000,000 (Four million) riels.

Article 28.

Any action that intentionally obstructs the activities of firefighting, causing serious damage to the property shall be punished by being imprisoned from 2 (Two) years to 5 (Five) years and subject to a fine of 4,000,000 (Four million) riels to 10,000,000 (Ten million) riels.

Article 29.

Providing misleading information or searching for misleading information in order to mislead that fire will occur or fire has occurred shall be punished by being imprisoned from 1 (One) to 2 (Two) years and subject to a fine from 2,000,000 (Two million) riels to 4,000,000 (Four million) riels.

Article 30.

The legal entity might make a declaration that it is responsible for criminal offence in accordance with conditions stated in Article 42 (Responsibility for Criminal Offense by Legal Entity) of the Penal Code regarding the destruction leading to deterioration or damage to the property of other persons due to the power of the fire should that action is caused by:

1. Being negligent, careless or not attentive;
2. Violating the obligation of security or obligation of due diligence required by the law.

The legal entity shall be punished with a fine of 5,000,000 (Five million) riels to 20,000,000 (Twenty million) riels as well as one or many other additional punishments as stated in Article 209 (Responsibility for Criminal Offense by Legal Entity) of the Criminal Code.

Article 31.

Besides the offense stated in this law, any action of criminal offense shall be punished in accordance with the law in force.

CHAPTER 7 **TRANSITIONAL PROVISION**

Article 32.

Provisions as stated in Article 8 and from Article 14 to Article 19 shall be implemented for 1 (One) year after this law comes into effect.

CHAPTER 8 **FINAL PROVISION**

Article 33.

Any provision contrary to this law shall be abrogated.

《「カンボジアの消防事情」 関係参考文献》

以下の資料をはじめとして、個別には本書のそれぞれのページ下欄に記載。

- 「カンボジアの地方行政」(CLAIR REPORT No.426 (2015.7.29))
(一般財団法人自治体国際化協会・シンガポール事務所)
- カンボジア政府内務省HP (<https://www.interior.gov.kh/en>) 内の各関連項目
(本書各ページにも一部記載)
- 在カンボジア日本大使館ホームページ
- 「アジア動向年報 2025」独立行政法人日本貿易振興機構・アジア経済研究所
- 「カンボジア研究～その自然・文化・社会・政治・経済～」(藁谷哲也編著) 文真堂
- 「カンボジアの近代化～その成果と問題点～」(阿曾村邦昭編著) 文真堂
- 「カンボジアは変わったのか」～「体制移行」の長期観察 1993～2023」(小林知編著)
株式会社 株式会社 株式会社
- 「強化されるフン・セン体制」(山田裕史編) 独立行政法人日本貿易振興機構・アジア経済研究所
- 「カンボジアを知るための60章」(岡田知子編著) 明石書店
- 「地球の歩き方：アンコール・ワットとカンボジア」(2024～2025 版)
- 「カンボジア (世界の暮らし⑪)」(小原佐和子著) ポプラ社
- 「カンボディア」(開発途上国国別経済協力シリーズ) (財団法人国際協力推進協会)
(1995.3)

既 刊

(海外消防情報センター ホームページから PDF ファイルをダウンロードできます。)

海外消防情報シリーズ 1	イギリスの消防事情（新版）	2012 年	5 月
海外消防情報シリーズ 2	ドイツの消防事情（新版）	2010 年	3 月
海外消防情報シリーズ 3	フランスの消防事情（新版）	2011 年	3 月
海外消防情報シリーズ 4	アメリカの消防事情（改訂版）	2008 年	3 月
海外消防情報シリーズ 5	韓国の消防事情（新版）	2011 年	3 月
海外消防情報シリーズ 6	中国の消防事情（新版）	2015 年	3 月
海外消防情報シリーズ 7	フィリピンの消防事情	2002 年	3 月
海外消防情報シリーズ 8	マレーシアの消防事情	2002 年	8 月
海外消防情報シリーズ 9	インドネシアの消防事情	2003 年	2 月
海外消防情報シリーズ 10	ベトナムの消防事情（新版）	2019 年	5 月
海外消防情報シリーズ 11	オーストラリアの消防事情	2004 年	3 月
海外消防情報シリーズ 12	タイの消防事情（新版）	2018 年	8 月
海外消防情報シリーズ 13	シンガポールの消防事情（2023 年度新版）	2024 年	9 月
海外消防情報シリーズ 14	台湾の消防事情	2019 年	11 月
海外消防情報シリーズ 15	カンボジアの消防事情	2025 年	11 月

海外消防情報シリーズ 15

カンボジアの消防事情

発 行	2025 年 11 月
編集・発行	海外消防情報センター
〒105-0001	東京都港区虎ノ門 2-9-16 日本消防会館 10 階 （一財）日本消防設備安全センター内
電 話	(03)5422-1498
F A X	(03)5422-1598
	https://www.kaigai-shobo.jp/

無断転載を禁じます。

※ 資料の有効利用のための転載は歓迎いたします。
ホームページ上の「ご意見／お問い合わせ」欄よりお問い合わせください。

海外消防情報

15

シリーズ

カンボジア の消防事情

